

# 美馬市国民保護計画



美 馬 市

最終変更	令和6年 4月 3日
------	------------





## 目 次

## 第1編 総論

第1章 美馬市の責務、計画の位置づけ、構成等 -----	1
第1節 美馬市の責務及び美馬市国民保護計画の位置づけ -----	1
1 美馬市の責務	
2 美馬市国民保護計画の位置づけ	
3 美馬市国民保護計画に定める事項	
第2節 美馬市国民保護計画の構成 -----	2
第3節 美馬市国民保護計画の見直し、変更手続 -----	2
1 美馬市国民保護計画の見直し	
2 美馬市国民保護計画の変更手続	
第2章 国民保護措置等に関する基本方針 -----	4
1 基本的人権の尊重	
2 市民の権利利益の迅速な救済	
3 市民に対する情報提供	
4 関係機関相互の連携協力の確保	
5 市民の協力	
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	
7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	
9 外国人への国民保護措置等の適用	
10 市地域防災計画の活用	
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 -----	6
1 国民の保護に関する措置の仕組み	
2 市の事務又は業務の大綱	
3 関係機関の連絡先	

《 目 次 》

第4章 市の地理的、社会的特徴 -----	8
1 地 形	
2 気 象	
3 人 口	
4 交通網	
第5章 美馬市国民保護計画が対象とする事態 -----	10
第1節 武力攻撃事態 -----	10
1 武力攻撃事態の種類	
2 武力攻撃事態の特長及び留意点	
第2節 緊急処理事態 -----	11
1 緊急処理事態の事態例	
2 攻撃対象施設等による分類	
3 攻撃手段による分類	
第3節 NBC攻撃の場合 -----	13

## 第2編 事前対策 ～平素からの備えや予防～

第1章 組織・体制の整備等 -----	15
第1節 市における組織・体制の整備 -----	15
1 国民保護に関する業務の総合調整等	
2 市の対処体制	
3 幹部職員等の参集が困難な場合の対応	
4 職員の服務基準	
5 消防機関の体制	
6 国民の権利利益の救済に係る手続等	
第2節 関係機関との連携体制の整備 -----	19
1 基本的考え方	
2 県との連携	
3 近接市町村との連携	
4 指定公共機関等との連携	
5 ボランティア団体等に対する支援	
第3節 通信の確保 -----	21
1 非常通信体制の整備	
2 非常通信体制の確保	
3 非常通信体制の確保に係る施設・整備面での留意事項	
4 非常通信体制の確保に係る運用面での留意点	
第4節 情報収集・提供等の体制整備 -----	23
1 基本的考え方	
2 警報等の伝達に必要な準備	
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	
第5節 災害医療体制の整備 -----	26
1 初期医療体制の整備	
2 後方医療体制・広域医療体制の確認	
第6節 研修及び訓練 -----	27
1 研 修	
2 訓 練	

《 目 次 》

<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害等への対処に関する平素からの備え</b>	-----	29
1	避難に関する基本的事項		
2	避難実施要領のパターンの作成		
3	救援に関する基本的事項		
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等		
5	避難施設の指定への協力		
<b>第3章</b>	<b>要配慮者支援に関する平素からの備え</b>	-----	31
1	社会福祉施設等入居者の対策		
2	在宅の要配慮者の対策		
3	アレルギー対策及び外国人対策		
<b>第4章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	-----	33
1	生活関連等施設等の把握等		
2	市が管理する公共施設等における警戒		
<b>第5章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	-----	35
1	市における備蓄		
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等		
<b>第6章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	-----	37
1	国民保護措置等に関する啓発		
2	武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発		



## 第3編 応急対策 ～武力攻撃事態等への対応～

<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b> -----	39
	1 初動体制の迅速な確立	
	2 初動措置	
	3 市国民保護対策本部等に移行する場合の調整	
	4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b> -----	42
	1 市対策本部の設置	
	2 通信の確保	
<b>第3章</b>	<b>関係機関との連携</b> -----	46
	1 国・県の対策本部との連携	
	2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	
	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
	6 市の行う応援等	
	7 ボランティア団体等に対する支援等	
	8 住民への協力要請	
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難住民の誘導等</b> -----	51
	<b>第1節 警報の伝達等</b> -----	51
	1 警報の内容の伝達等	
	2 警報の内容の伝達方法	
	3 緊急通報の発令・通知及び伝達	
	<b>第2節 避難住民の誘導等</b> -----	54
	1 避難の指示の伝達・通知	
	2 避難の指示	
	3 避難実施要領の策定	
	4 避難住民の誘導	
	5 形態に応ずる避難	

《 目 次 》

<b>第5章 救 援</b> -----	62
1 救援の実施	
2 救援の補助	
3 関係機関との連携	
4 救援の内容	
5 救援の実施における留意点	
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b> -----	66
1 安否情報の収集・整理・提供の流れ	
2 安否情報の収集等	
3 県に対する報告	
4 安否情報の照会に対する回答	
5 日本赤十字社に対する協力	
<b>第7章 武力攻撃災害等への対処</b> -----	70
<b>第1節 武力攻撃災害等への対処の基本的考え方等</b> -----	70
1 武力攻撃災害等への対処の基本的考え方	
2 武力攻撃災害等の兆候の通報	
<b>第2節 生活関連等施設の安全確保等</b> -----	71
1 生活関連等施設の安全確保	
2 生活関連施設の敷地等への立入制限区域の指定等	
3 危険物質等に係る武力攻撃災害等の防止及び防除	
<b>第3節 NBC攻撃による災害への対処等</b> -----	73
1 応急措置の実施	
2 国の方針に基づく措置の実施	
3 関係機関との連携	
4 汚染原因に応じた対応	
5 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限	
6 要員の安全の確保	
<b>第4節 退避の指示及び警戒区域の設定等</b> -----	76
1 退避の指示及び警戒区域の設定の流れ	
2 退避の指示等	

3	事前措置の実施	
4	警戒区域の設定等	
5	応急公用負担等	
6	消防に関する措置等	
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>83</b>
1	被災情報の収集・報告・通報系統	
2	被災情報の収集及び報告	
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>85</b>
1	保健衛生の確保	
2	廃棄物の処理	
3	文化財の保護	
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>87</b>
1	生活関連物資等の価格安定	
2	避難住民等の生活安定等	
3	生活基盤等の確保	
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>88</b>
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義	
2	赤十字標章等の交付等	
3	特殊標章等の交付等	
4	赤十字標章等及び特殊標章等使用上の留意事項	
5	訓練における標章等の使用	
6	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	

第1章	当面の復旧	93
1	基本的考え方	
2	市が管理する公共土木施設の当面の復旧	
第2章	武力攻撃災害等の復旧	94
1	国における所要の法制の整備等	
2	市が管理する施設及び設備の復旧	
第3章	国民保護措置等に要した費用の支弁等	95
1	国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
2	損失補償及び損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	-----	97
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	-----	97



# 第1編 総論

## 第1章 美馬市の責務、計画の位置づけ、構成等

美馬市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び存立危機事態における「国民保護措置」をいい、緊急対処事態における「緊急対処保護措置」を含む。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 第1節 美馬市の責務及び美馬市国民保護計画の位置づけ

#### 1 美馬市の責務

市は、武力攻撃事態等において「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）」や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）」等の関連する法律、「国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」及び「徳島県国民保護計画」を踏まえ、「美馬市国民保護計画」に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する。

#### 2 美馬市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、美馬市国民保護計画を作成する。

この際、『指定行政機関の国民保護計画』、『徳島県国民保護計画』及び『他の市町村の国民保護計画』との整合性の確保を図るよう努める<sup>1</sup>とともに、『美馬市危機管理指針』との整合性も確保して作成する。

#### 3 美馬市国民保護計画に定める事項

美馬市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置等に関する以下の事項<sup>2</sup>について定める。

- ① 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する避難に関する措置、救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、市民生活の安定に関する措置、武力攻撃災害の復旧に関する措置

<sup>1</sup> 国民保護法第35条第3項

<sup>2</sup> 国民保護法第35条第2項

## 《 第1編 総論 》

置等国民の保護のための措置に関する事項

- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

### 第2節 美馬市国民保護計画の構成

美馬市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 事前対策 ～ 平素からの備えや予防 ～

第3編 応急対策 ～ 武力攻撃事態等への対処 ～

第4編 事後対策 ～ 復旧等 ～

第5編 緊急処理事態への対処

### 第3節 美馬市国民保護計画の見直し、変更手続

#### 1 美馬市国民保護計画の見直し

市は、美馬市国民保護計画について、今後、国における国民保護措置等についての検証に基づき必要に応じて変更が行われる基本指針、徳島県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直し（変更）を行う。

#### 2 美馬市国民保護計画の変更手続

美馬市国民保護計画の変更に当たっては、あらかじめ徳島県知事と協議<sup>3</sup>するとともに、美馬市国民保護協議会に諮問<sup>4</sup>するものとする。

市は、市国民保護計画を変更した場合は、速やかに市議会に報告するとともに、公表<sup>5</sup>する。

ただし、以下の軽微な変更<sup>6</sup>については、美馬市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要<sup>7</sup>とする。

- ① 行政区画、市内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② 指定行政機関（事態対処法第2条第5号の指定行政機関）、指定地方行政機関（同条第6号の指定地方行政機関）、徳島県、市町村、指定公共機関（同条

<sup>3</sup> 国民保護法第35条第5項及び同条第8項

<sup>4</sup> 国民保護法第39条第3項

<sup>5</sup> 国民保護法第35条第6項及び同条第8項

<sup>6</sup> 国民保護法施行令第5条

<sup>7</sup> 国民保護法第35条第8項ただし書き及び同法第39条第3項ただし書



第7号の指定公共機関)、指定地方公共機関(国民保護法第2条第2項の指定地方公共機関)その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

## 第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置等に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う<sup>8</sup>。

### 2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める<sup>9</sup>。

### 3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する<sup>10</sup>。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期す<sup>11</sup>。

市は、広域にわたる避難やNBC攻撃【核兵器(Nuclear weapon)、生物兵器(Biological weapon)、化学兵器(Chemical weapon)】による災害に対応するための物資及び資器材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から国や近隣市町村及び指定地方公共機関等と、相互の連携体制の整備に努める<sup>12</sup>。

### 5 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請<sup>13</sup>することができる。

<sup>8</sup> 国民保護法第5条

<sup>9</sup> 国民保護法第6条

<sup>10</sup> 国民保護法第9条

<sup>11</sup> 国民保護法第3条第4項

<sup>12</sup> 基本指針5頁 「国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制」

<sup>13</sup> 国民保護法第70条（避難住民の誘導への協力）、同法115条（消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力）等

この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする<sup>14</sup>。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

#### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

#### 7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する<sup>15</sup>。

また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する<sup>16</sup>。

#### 8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

市は、市が実施する国民保護措置等について、その内容に応じて従事する者の安全の確保に十分に配慮<sup>17</sup>するものとする。

また、市は、その要請を受けて国民保護措置等の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮<sup>18</sup>する。

#### 9 外国人への国民保護措置等の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

#### 10 市地域防災計画の活用

市は、国民保護措置等が美馬市地域防災計画に基づく自然災害への対処と共通した事項が多いことから、市地域防災計画に基づく取り組みを活用する。

---

<sup>14</sup> 国民保護法第4条

<sup>15</sup> 国民保護法第9条第1項

<sup>16</sup> 国民保護法第9条第2項

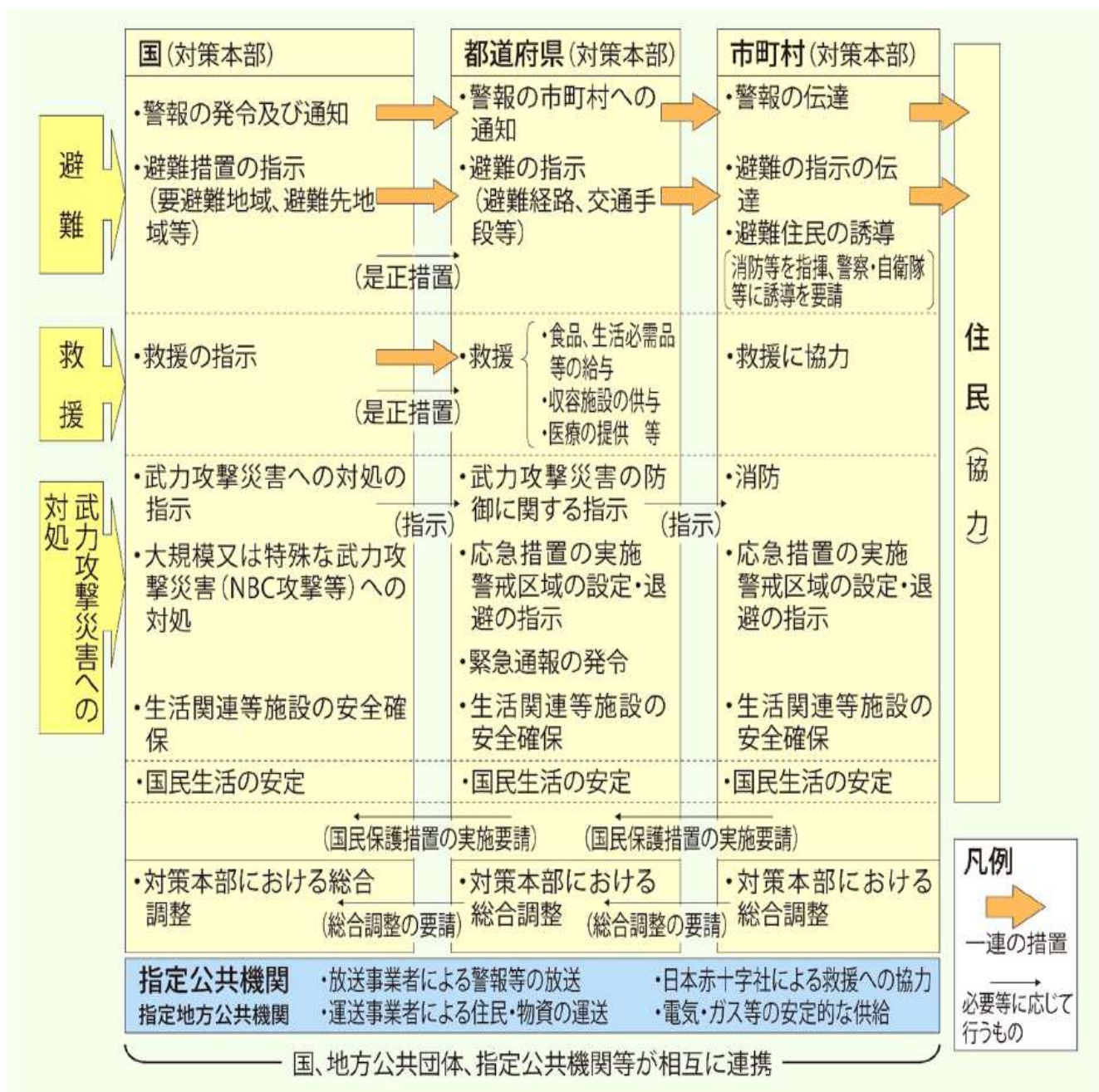
<sup>17</sup> 国民保護法第22条

<sup>18</sup> 国民保護法第70条第2項、同法第115条第2項等

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 国民の保護に関する措置の仕組み



## 2 市の事務又は業務の大綱

- 1 美馬市国民保護計画の作成
- 2 美馬市国民保護協議会の設置、運営
- 3 美馬市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 3 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、美馬市水防計画の表紙内一覧等を参照

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について整理する。

### 1 地形

美馬市は、徳島県の西部（県都徳島市から約40km）に位置し、西側が三好市、美馬郡つるぎ町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市、名西郡神山町と、南側が那賀郡那賀町と接し、東西約20km、南北約36km、総面積約367km<sup>2</sup>である。

東西に吉野川が、南北に穴吹川が流れ、その沿岸の平野部が主な可住地となっている。また、北側の阿讃山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山地で、総面積の約8割が森林となっている。



### 2 気候

市は、瀬戸内型気候に属し、平野部の年平均気温が15.1℃<sup>19</sup>と比較的温暖な気候であるが、県東部地域と比較すると若干低くなっており、特に山間部においては寒暖の差が大きくなっている。

阿讃山脈と剣山山系に挟まれた市の区域における年間合計降水量の平均が1,450mm<sup>20</sup>であり、徳島県全体の年間合計降水量の平均1,619mm<sup>21</sup>と比較してやや小雨地域であり、日本全体の年間降水量平均の1,718mm<sup>22</sup>との比較においても小雨地域である。

19 美馬市の年平均気温は、気象庁の穴吹観測所データ（2003年から2022年までの20年間の平均）による。

20 美馬市の年間合計降水量の平均は、気象庁の穴吹観測所データ（2003年から2022年までの20年間の平均）による。

21 徳島県の年間合計降水量の平均は、気象庁の観測データ（1999年から2020年までの24年間の平均）による。

22 日本全体の年間平均降水量の平均は、国立天文台の理科年表（1971年から2000年にかけての平均値）による。

### 3 人口

平成17年（2005年）に美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村が合併してできた美馬市は、合併当初約34,500人の人口があったものの、令和5年（2023年）においては約27,000人<sup>23</sup>まで減少している。

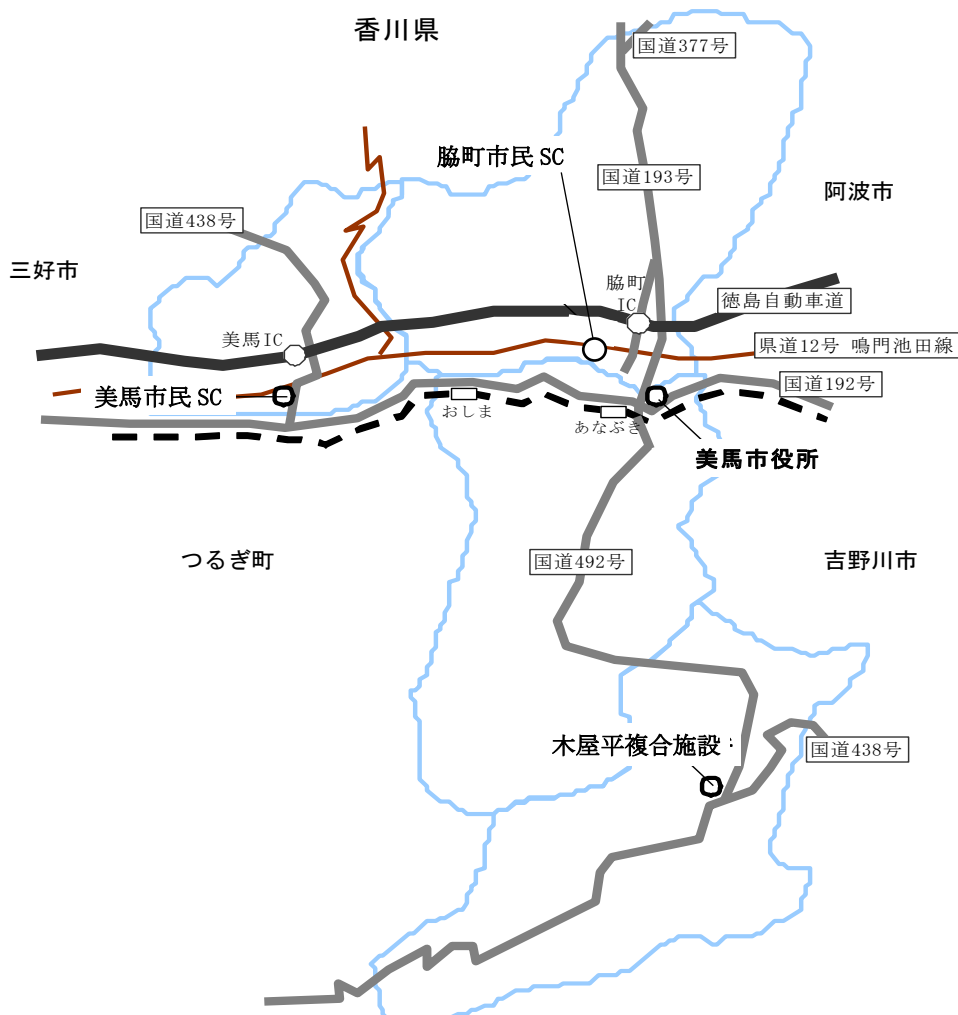
2040年には約20,000人にまで減少することが予測されており、国民保護措置等を実施する上でも、人口減少は大きな課題になるものと考えられる。

### 4 交通網

市の東西方向への主要道路は、吉野川北岸の山脚部に徳島自動車道が延びており、市内の2か所にインターチェンジがある。また、吉野川南岸に国道192号、同北岸に県道12号鳴門池田線が延びている。

市の南北方向への主要道路は、吉野川北岸に国道193号及び国道438号が香川県へと繋がり、吉野川南岸に国道492号が木屋平地区へと延びている。

また、吉野川南岸（国道192号沿い）に、JR四国の徳島線が走っており、その停車駅が市内2か所に置かれている。



23 令和5年4月1日現在



## 第5章 美馬市国民保護計画が対象とする事態

美馬市国民保護計画においては、次のとおり徳島県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 第1節 武力攻撃事態

#### 1 武力攻撃事態の種類

美馬市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針や徳島県国民保護計画において想定されている4種類を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② グリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

#### 2 武力攻撃事態の特長及び留意点

類型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般的に、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に及びるとともに、その期間も比較的長期に及びことが予想される。</li> <li>● 武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li> <li>● 船舶による上陸の場合は沿岸部が、航空機による場合は空港が、それぞれ攻撃目標となりやすい。</li> <li>● 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</li> <li>● 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。</li> <li>○ 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>
グリラや特殊部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敵はその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測・察知することは困難であり、突発的に被害が生じることが考えられる。</li> <li>● 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム及び原子力関連施設などに対する攻撃に注意する必要がある。</li> <li>● 少人数グループによる破壊工作が行われるため使用可能な武器も限定されることか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等、事態の状況に応じた適切な対応をとる必要がある。</li> <li>○ 市は、警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う</li> </ul>



<p>による攻撃</p>	<p>ら、主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力事業所が攻撃された場合など攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定される。</li> </ul>	<p>ことが必要である。</p>
<p>弾道ミサイル攻撃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> <li>● 極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難である。</li> <li>● 弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> <li>● 通常弾頭の場合は、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。</li> <li>○ 屋内への避難や消火活動が中心となる。</li> </ul>
<p>航空攻撃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、航空攻撃の兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。</li> <li>● 都市部やライフラインのインフラ施設が主要な攻撃目標となり得る。</li> <li>● 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> <li>● 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せず、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</li> <li>○ 生活関連施設等に対する攻撃の場合には、被害が拡大するおそれがあるため、生活関連施設等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>

## 第2節 緊急処理事態

### 1 緊急処理事態の事態例

美馬市国民保護計画においては、緊急処理事態として、基本指針や徳島県国民保護計画において想定されている分類区分の事態を対象とする。

- ① 攻撃対象施設等による分類
- ② 攻撃手段による分類

2 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
事 態 例	被 害 の 概 要
● 原子力事業所等の破壊	○ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ○ 汚染された飲食物の摂取により被ばくする。
● 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	○ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
● 危険物積載船への攻撃	○ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会経済活動に支障が生ずる。
● ダムの破壊	○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
事 態 例	被 害 の 概 要
● 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破	○ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には、被害がさらに多大なものとなる。

3 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
事 態 例	被 害 の 概 要
● ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散	○ 爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ○ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ○ 小型核弾頭については、核兵器の特徴と同様である。
● 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	○ 生物剤については、生物兵器の特徴と同様である。
● 水源地に対する毒素等の混入	○ 毒素については、化学兵器の特徴と類似している。
● 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	○ 化学剤については、化学兵器の特徴と同様である。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	
事 態 例	被 害 の 概 要
● 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主な被害は、施設の破壊等に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li> <li>○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>
● 弾道ミサイル等の飛来	

### 第3節 NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態及び緊急処理事態において、特殊な対応が必要となるNBC攻撃【核兵器(Nuclear weapon)、生物兵器(Biological weapon)、化学兵器(Che<sup>m</sup>ical weapon)】の特徴等については、次のとおりである。

類型	特 徴	対 応
核兵器等(N)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。</li> <li>● 残留放射線<sup>24</sup>のうち「放射性降下物(放射能をもった灰)」は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、風下方向に拡散・降下するため、一般的に、熱線や爆風による被害よりも、被害範囲が拡大することが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>○ 核攻撃等においては、避難住民等(避難住民を輸送する車両運転手その他の乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物資による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放射性降下物が皮膚に付着することによる「外部被ばく」により、又はこれを吸引することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる「内部被ばく」により、放射線障害が発生するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難に当たっては風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による「外部被ばく」を抑制する必要がある。</li> <li>○ 口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により「内部被ばく」の低減に努める必要がある。</li> </ul>

<sup>24</sup> 「残留放射線」とは、①爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、②初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線のことをいう。

(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 汚染地域への立入制限を確実に 行い、避難の誘導や医療のあたる要 員の被ばく管理を適切にする。</li> <li>○ 核兵器と同様の対応が必要とな る。</li> </ul>
生物兵器 (B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物兵器は、人に知られることなく 散布することが可能であり、また発症 するまでの潜伏期間に感染者が移動 することにより、生物剤が散布されたと 判明したときには、既に被害が拡大 している可能性がある。</li> <li>● 生物剤による被害は、使用される生 物剤の特性、特にヒトからヒトへの感 染力、ワクチンの有無、既に知られて いる生物剤か否か等により、被害の範 囲が異なる。</li> <li>● ヒトを媒体とする生物剤による攻 撃が行われた場合には、二次感染によ り被害が拡大することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省を中心とした一元的 情報収集、データ解析等サーベイラ ンス（発生動向調査、疾病監視）に より、感染源及び感染地域を特定 し、感染源となった病原体の特性に 応じた医療活動、まん延防止を行う ことが重要である。</li> </ul>
化学兵器 (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般に、化学剤は地形・気象等の影 響を受けて、風下方向に拡散し、空気 より重いサリン等の神経剤は、下をは うように広がる。</li> <li>● 特有の臭いがあるもの、無臭のもの 等その性質は化学剤の種類によって 異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国や自治体等関係機関の連携の 下、原因物質の検知及び汚染地域の 特定又は予測を適切にして、住民を 安全な風上の高台に誘導する等避 難措置を適切に行う。</li> <li>○ 汚染者は、可能な限り除染し、原 因物質の特性に応じた救急医療を 行う。</li> <li>○ 化学剤は、そのままでは分解・消 滅しないため、汚染地域を除染し て、当該地域から原因物質を取り除 く必要がある。</li> </ul>

## 第2編 事前対策 ～平素からの備えや予防～

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置等の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 国民保護に関する業務の総合調整等

市が行う国民保護に関する準備業務の総合調整（総括、各部課等間の調整、企画立案等）については、危機管理課が行う。

市の各部課等は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。この際、各部課等（本部各班等）が担当する国民保護措置等の業務の細部は、自然災害事態における担当業務に準ずる。

#### 2 市の対処体制

##### ① 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図り、速やかに市長及び危機管理課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

具体的には、平素から危機管理課において「週番担当職員」を割り当てて状況把握する体制を整え、常に事態の兆候等の早期把握及び市長等への報告・情報共有体制を確立しておく。

また、事態の進展に伴い、適切な「非常体制」に迅速に移行する。

##### ② 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

##### ① 緊急連絡網の整備・更新

##### ② 危機管理指針及び美馬市国民保護計画等危機管理諸計画の職員への周知

##### ③ 県、警察及び消防機関等防災関係機関との平素からの連携強化

##### ④ 協定締結事業者及びボランティアとの平素からの顔の見える関係の構築

##### ⑤ 呼集連絡訓練、緊急登庁訓練及び対策本部運営訓練等の実施

##### ③ 市の通常体制及び非常体制

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、美馬市危機管理指針に基づ

《 第2編 事前対策 》

き、次の体制により対処する。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

体制	体制設置の目安	
通常体制 〔状況把握体制〕	平素（危機管理課の週番担当職員による通常の状態把握体制）	
第1種非常体制 〔情報収集・連絡調整体制〕	政府の状況	● 武力攻撃事態等又は緊急対処事態の事態認定なし
	① 事態の状況 （一例）	【美馬市は災害情報連絡室又は緊急事態情報連絡室を設置して対処】 国内（市内に限らない。）において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の定義に当てはまる可能性のある事象（何らかの不穏な情報等）が認知され、情報収集及び何らかの連絡調整の必要があると認める場合
第2種非常体制 〔対処準備体制〕	政府の状況	● 武力攻撃事態等又は緊急対処事態の事態認定なし
	② 事態の状況 （一例）	【美馬市は災害警戒本部又は緊急事態警戒本部を設置して対処】 国内（市内に限らない。）において、原因は不明だが、市民等の中に何らかの人的被害又は物的被害が発生するおそれがあり、何らかの準備等の必要があると認める場合
第3種非常体制 〔対処体制〕	政府の状況	● 武力攻撃事態又は緊急対処事態の事態認定なし
	③ 事態の状況 （一例）	【美馬市は災害対策本部又は緊急事態対策本部を設置して対処】 国内（市内に限らない。）において、原因は不明だが、市民等の中に何らかの人的被害又は物的被害が発生しており、対処の必要があると認める場合
	政府の状況	① 武力攻撃事態等又は緊急対処事態の事態認定あり ② 美馬市に国民保護（緊急対処事態）対策本部の設置の指定あり
	④ 事態の状況 （一例）	【美馬市は国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置して対処】 国として武力攻撃事態等又は緊急対処事態に対処する事態となり、美馬市も国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施する場合
	政府の状況	① 武力攻撃事態等又は緊急対処事態の事態認定あり ② 美馬市に国民保護（緊急対処事態）対策本部の設置の指定なし
⑤ 事態の状況 （一例）	【美馬市は緊急事態対策本部を設置して対処】 国として武力攻撃事態等又は緊急対処事態に対処する事態となっているものの、美馬市としては国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施する必要はないが、他自治体等に対し何らかの支援や措置等を実施する必要があると認める場合	

### 3 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、美馬市危機管理指針に基づき、あらかじめ職務代理者を指定しておく。

事故者	職務代理者	次級代理者	次々級代理者
市長	あらかじめ市長が職務代理者に定めた副市長	あらかじめ市長が次級代理者に定めた副市長	美馬市長職務代理規則第2条に基づき企画総務部長
あらかじめ市長が職務代理者に定めた副市長	あらかじめ市長が次級代理者に定めた副市長	美馬市長職務代理規則第2条に基づき企画総務部長	美馬市長職務代理規則第2条に基づく第2順位の者
教育長	美馬市教育長の職務代理者を定める規則第1条に基づき教育長からあらかじめ職務代理者に指名された教育委員		
	職務代理者から委任又は代理された場合は副教育長	職務代理者から委任又は代理された場合は教育次長	—
消防長	美馬市消防本部設置規則第4条に基づき次長(消防署長)	美馬市消防本部設置規則第4条の消防長があらかじめ定めた課長	美馬市消防本部設置規則第4条の消防長があらかじめ定めた課長
部等の長	次長又は主管課長	部等の長の指名する者	部等の長の指名する者
課等の長	主幹又は課長補佐等	課等の長の指名する者	課等の長の指名する者

### 4 職員の服務基準

市は、国民保護措置(緊急対処保護措置)が、自然災害事態における対処措置に極めて親和性が高いことから、対処体制における職員の行うべき所掌事務は、自然災害事態における各班等の業務に準じて実施するものとする。

### 5 消防機関の体制

#### ① 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制を整備する。

#### ② 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

《 第2編 事前対策 》

6 国民の権利利益の救済に係る手続等

① 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区	分 対 象 と な る 国 民 保 護 措 置 等
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定物資の収用に関する事(法第 81 条)</li> <li>・ 特定物資の保管命令に関する事(法第 81 条)</li> <li>・ 土地等の使用に関する事(法第 82 条)</li> <li>・ 応急公用負担に関する事(法第 113 条)</li> </ul>
損害補償 (法第 160 条)	<p>〔国民への協力要請によるもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民の誘導の援助(法第 70 条)</li> <li>・ 避難住民等の救援(法第 80 条)</li> <li>・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等(法第 115 条)</li> <li>・ 住民の健康の保持等の援助(123 条)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不服申立て等国民の権利利益の救済に係る手続の迅速処理(法第 6 条、175 条)</li> <li>・ 訴訟等国民の権利利益の救済に係る手続の迅速処理(法第 6 条、175 条)</li> </ul>	

② 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。



## 第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### ① 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### ② 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### ③ 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### ① 国民保護業務に関する県の連絡先

市は、国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、電話（FAX）番号等）について把握しておくとともに、定期的に更新を行っておくものとする。

徳島県庁	危機管理 環境部	危機管理 政策課	平日		088-621-2708
				Fax	088-621-2987
		危機管理政策課 宿直	夜間・休日		088-621-2713
				Fax	088-621-2987
西部総合 県民局	地域創生観光部 危機管理担当課	平日		0883-53-2391	
				Fax	0883-53-2434
		夜間・休日		危機管理担当課長公用携帯	

#### ② 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

## 《 第2編 事前対策 》

### ③ 美馬市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置等と市の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

### ④ 警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町村との連携

### ① 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

### ② 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資器材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### ① 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### ② 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに地域災害拠点病院<sup>25</sup>、災害医療支援病院<sup>26</sup>、美馬市医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練等を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### ③ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災

<sup>25</sup> 美馬市近傍の「地域災害拠点病院」は、半田病院（つるぎ町）及び三好病院（三好市）がそれにあたる。美馬市地域防災計画-第1編-第3章-第18節「医療救護活動」参照

<sup>26</sup> 美馬市内等の「災害医療支援病院」は、ホウエツ病院（美馬市）及び三野病院（三好市）がそれにあたる。美馬市地域防災計画-第1編-第3章-第18節「医療救護活動」参照

に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### ① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置等の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### ② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集・連絡体制の整備に努める。

### 3 非常通信体制の確保に係る施設・整備面での留意事項

市は、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害事態において確保している通信手段を活用し、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

区 分	留 意 事 項 の 細 部
資器材操作要領の習熟	非常通信設備等の情報通信機器（衛星携帯電話、防災行政無線、アマチュア無線、デジタル簡易無線等）は、その操作方法に特異な点があることから、情報通信機器の操作等取扱要領について、全ての職員に習熟させておくものとする。

多重化・二重化	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段（緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、有線・無線系、地上系・衛星系、アマチュア無線等）の整備（多重化）を図るとともに、関連機器装置の予備機の整備（二重化）等を実施し、器材等の損傷や通信障害発生時にも情報通信体制の確保ができる態勢を整備しておくものとする。
データバックアップ	平素から、災害対策に係る資料等のバックアップ（紙媒体とデジタルデータでの二重保管、デジタルデータの保管場所の複数化）を実施し、武力攻撃災害時等においても当該データの活用が図れる態勢を整備しておくものとする。
映像伝送	武力攻撃災害の実状等を早期に解明するため、平素から被害状況の能動的収集手段の確保（災害用ドローンの整備）や映像のリアルタイム伝送のための体制を整備しておくものとする。
管理・整備	自然災害事態をはじめ武力攻撃事態時等常に情報通信器材が有効に機能するよう、平素から情報通信器材の定期点検や通信試験等を確実に実施し、器材の稼働率の維持・向上に努めるものとする。

#### 4 非常通信体制の確保に係る運用面での留意点

市は、非常通信体制の確保にあたっては、次の事項に十分留意し、自然災害事態における通信手段の運用体制を維持・発展させ、武力攻撃事態等における非常通信の運用体制を整備する。

区分	留意事項の細部
情報収集連絡体制	夜間や休日の場合等を含めた情報収集・情報共有・連絡体制（週番担当職員の配置・運用、危機管理課公用携帯の調達・運用、Logo チャットや公式 LINE 等）を、平素から整備しておくものとする。
通信輻輳・途絶対策	武力攻撃事態時等において通信の輻輳が生じることを前提に、電気通信事業者の協力を得て「優先発信回線」の指定や「特設公衆電話回線」の設置等を推進する。 電気通信事業者の保有する移動通信車や火災・救急・救助等に係る消防救急無線の活用ができるよう、平素から事業者や消防機関と十分に調整や訓練を実施しておくものとする。
要配慮者への情報提供	市民等に情報を提供するにあたっては、音声告知放送やホームページ、公式 LINE 及び広報車両等複数の手段を多用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他情報の伝達に際して配慮を要する者、及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、平素から必要な検討を行い体制の整備を図っておくものとする。

## 第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### ① 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### ② 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、市民等に対して安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達するため、『公共情報 commons<sup>27</sup>（Lアラート）』の活用を努める。

#### ③ 情報の共有

市は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### ① 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合や、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を得た場合に、住民及び関係団体へ迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の小型受信機や自動起動装置等を整備する。

併せて、高齢者、障がい者、外国人等に対する警報及び情報の内容の伝達に配慮するため、民生委員や児童委員、市社会福祉協議会、県国際交流協会等との協力体制を構築しておくものとする。

#### ② 市が個別に警報を通知する機関

市は、知事から警報の通知があった場合には、国民保護措置等の着実・円滑な実施を確保するため、音声告知放送端末を設置していない市内医療機関や大規模店舗等事業者に対して、個別に警報を通知するよう態勢を整理しておくものとする。

#### ③ 情報通信機器のデジタル化の推進

市は、武力攻撃事態等における「警報」の内容等が迅速・確実に市民等に伝達されるよう、情報通信機器のデジタル化の推進を図る。

<sup>27</sup> 『公共情報 commons』とは、「地方公共団体等が発信する災害等の安心・安全に関わる情報（避難情報、避難所情報等）を集約・共有し、テレビ（データ放送（NHK防災・生活情報等））、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、インターネット、サイネージ等の多様なメディアを通じて、住民向けに迅速かつ効率的に一括配信するための共通基盤のこと」をいう。

## 《 第2編 事前対策 》

### ④ 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する「警報」の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### ⑤ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### ⑥ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から「警報」の内容の通知を受けたときに区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、市が迅速に「警報」の内容の伝達を行う施設をあらかじめ定めておく。

### ⑦ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3 安否情報<sup>28</sup>の収集、整理及び提供に必要な準備

### ① 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び安否情報に関して、『武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）』第1条に規定する様式第1号（避難住民又は武力攻撃災害等により負傷した住民用）及び同様式第2号（武力攻撃災害等により死亡した住民用）の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムにより県に報告できるよう平素から訓練等を行う。

#### 【収集・報告すべき情報】

#### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

#### 2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ① 死亡の日時、場所及び状況
- ② 死体の所在

<sup>28</sup> 『安否情報』とは、「避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し又は負傷した住民（市の住民以外の者で市に在るもの及び市で死亡したものを含む。）の安否に関する情報」をいう。（国民保護法第94条第1項及び同法第183条（準用規定））

② 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

③ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報<sup>29</sup>の収集・報告に必要な準備

① 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
美馬市

- 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
  - 発生日時 令和 年 月 日
  - 発生場所 美馬市〇〇町字〇〇番〇号（UTM座標： ）
- 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
		重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

年月日	性別	年齢	概 況

<sup>29</sup> 『被災情報』とは、「武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害の状況に関する情報」をいう。（国民保護法第126条第1項及び同法第183条（準用規定））

## 《 第2編 事前対策 》

### ② 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5節 災害医療体制の整備

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、特にNBCによる攻撃を受けた際には、特殊な受入体制及び治療等も要求される。

このため、県、市、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行われるよう、災害医療体制の整備に関する事項を、次のとおり定める。

### 1 初期医療体制の整備

市は、国（自衛隊等）及び県との連携のもと、美馬市医師会、徳島県歯科医師会、徳島県薬剤師会美馬支部、徳島県看護協会美馬・三好支部等関係機関と協議し、武力攻撃災害等が起こった場合の災害医療支援病院等への搬送、市内における臨時の救護所の設置や救護班の編成・派遣等を行うための体制について、平素の段階から確認し整備しておくよう努める。

### 2 後方医療体制・広域医療体制の確認

市は、市内の災害医療支援病院等での治療や救護所・救護班での対応ができない重篤者・中等症者、あるいは特殊な治療等を要する患者を災害拠点病院（地域災害拠点病院、基幹災害拠点病院<sup>30</sup>）等に搬送・治療するための「後方医療体制」や、国や他県等と連携した「広域医療体制」について、関係機関と調整・確認しておくよう努める。

<sup>30</sup> 徳島県内において「基幹災害拠点病院」に指定されているのは、徳島県立中央病院（徳島市）である。



## 第6節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。そのため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修

#### ① 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、県自治研修センター、県防災センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### ② 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### ③ 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、防災対策監、消防職員及び防災士等を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁、警察職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### ① 訓練の想定場面等

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、以下のような実践的・実際の訓練とする。

① 消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対応訓練等武力攻撃事態等や緊急対処事態に特有な訓練

② 広域にわたる避難訓練

③ 人口密集地を含む様々な場所の使用又は想定場所の設定による訓練

#### ② 主要訓練項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に情報処理、状況判断及び意思決定等を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

この際、防災訓練における主要訓練項目には、次に示す内容も実施する。

① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練

## 《 第2編 事前対策 》

- ② 市対策本部設置・運営訓練
  - ③ 様々な手段を用いた警報・避難の指示等の内容の情報伝達訓練
  - ④ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
  - ⑤ 避難誘導訓練及び救援訓練
  - ⑥ 様々な資器材の搬送訓練 等
- ③ 訓練に当たっての留意事項
- ① 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
  - ② 国民保護措置等についての訓練においては、住民の避難誘導や救援等に当たり自治会や自主防災組織に協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
  - ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
  - ④ 市は、自治会や自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
  - ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
  - ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害等への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### ① 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### ② 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### ③ 高齢者、障がい者等災害時要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難確保計画、個別避難計画及び地域支え合いマップ等の支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした組織横断的な支援体制を迅速に構築できるよう職員の運用に留意する。

#### ④ 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### ⑤ 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位で集団により避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、武力攻撃事態の類型及び緊急処理事態の分類別、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### ① 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、市内の

## 《 第2編 事前対策 》

避難施設、医療機関や備蓄物資等のデータベース等必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### ② 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合を想定し、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### ① 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

### ② 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県知事が行う住民を避難させ又は避難住民等の救援を行う避難施設の指定<sup>31</sup>に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース（内閣府が取りまとめている徳島県をはじめとした「避難施設一覧」）により県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

市は、県に避難施設に関する情報提供や、実際に避難誘導及び救援等を実施するに際し、政令で定める以下の「避難施設の基準<sup>32</sup>」について理解しておかなければならない。

- ① 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること
- ② 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること
- ③ 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること
- ④ 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること
- ⑤ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること

<sup>31</sup> 国民保護法第148条第1項

<sup>32</sup> 国民保護法施行令第35条

### 第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え

市は、県と連携し、要配慮者に対し、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制整備に必要な事項を、次のとおり定める。

#### 1 社会福祉施設等入居者の対策

##### ① 自衛防災組織等の整備

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ当該施設の自衛防災組織等を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確化しておくよう依頼する。

##### ② 啓発・訓練の実施

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、国民保護措置（緊急処理保護措置）時に施設の職員等が適切な行動がとれるよう、啓発活動を行うとともに定期的な訓練を実施するよう依頼する。

##### ③ 施設の安全確保

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、定期的に施設・設備等を点検し、必要な修繕等を行い、施設自体の安全性を高めるよう依頼する。

#### 2 在宅の要配慮者の対策

##### ① 状況把握及び連絡体制等の整備

市は、平素より自主防災組織や民生委員、市社会福祉協議会等と連携して要配慮者の状況を把握し、名簿を整備するなど実態把握に努める。

また、市は、個々の要配慮者にとって適切な情報伝達手段や避難要領等を検討し、民生委員や児童委員、地域住民及び市社会福祉協議会等の連携による確実な情報伝達や安全・迅速な避難等に繋がられるよう、体制を整備する。

##### ② 啓発・訓練の実施

市は、要配慮者及びその他の関係者に対して、国民保護措置等に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

#### 3 アレルギー対策及び外国人対策

##### ① アレルギーを持つ者に対する配慮

市は、国民保護措置等を実施する際に食物アレルギーや動物アレルギー等を持つ市民等に配慮した措置を実施できるよう、平素から準備しておくよう努める。

##### ② 案内板のシンボル化

市は、外国人に対して武力攻撃事態（緊急処理事態）時に円滑な支援ができるよう、避難所や避難経路等の案内板について、外国人にも分かり易いシンボル化（ピクトグラムの使用等）や英語等の併記などに努める。

## 《 第2編 事前対策 》

### ③ 外国人への国民保護等に関する啓発

市は、県と連携し、外国人に対する国民保護措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

### ④ 通訳ボランティア等の確保

市は、武力攻撃事態等時にも外国人が円滑にコミュニケーションをとれるよう、市民等による外国人通訳や通訳ボランティアなどの確保に努める。

## 第4章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特段の配慮を行うため、市を含めたこれらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の徹底・周知等について、次のとおり定める。

## 1 生活関連等施設等の把握等

① 生活関連施設<sup>33</sup>の把握

市は、その区域内に所在する以下の生活関連等施設について、県を通じて把握<sup>34</sup>するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、県や当該施設の管理者と連携しつつ、所管省庁が取り纏めている『生活関連等施設の安全確保の留意点<sup>35</sup>』に基づき、その管理に係る生活関連等施設に係る安全確保の措置が適切に実施できるよう必要な支援を行うものとする。

国民保護法施行令	施設の種類	所管省庁	
第27条	第1号	発電所、変電所	経済産業省
	第2号	ガス工作物（ガス発生・精製設備等）	
	第3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	第4号	鉄道施設、軌道施設（施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの）	国土交通省
	第5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	第6号	放送用無線設備	
	第7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	第8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	
	第9号	ダム	
	第10号	危険物質等 <sup>36</sup> の取扱所	（次頁参照）

<sup>33</sup> 国民保護法第102条第1項に規定する施設で、①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、及び②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、のことをいう。如何なる施設が具体的に該当するかは、国民保護法施行令第27条で定められている。

<sup>34</sup> 生活関連施設に関して把握する内容は、施設の「種類」、「名称」、「所在地」、「管理者名」、「連絡先」、「危険物質等の内容物」及び施設の「規模」とされている（徳島県国民保護計画52頁）。

<sup>35</sup> 最新は「平成27年4月」版であり、内閣官房の国民保護ポータルサイトに掲載されている。

<sup>36</sup> 「危険物質等」とは、国民保護法第103条第1項において『武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの』とされており、細部は国民保護法施行令第28条において指定されている。

《 第2編 事前対策 》

② 危険物質等の種類と所管省庁

国民保護法施行令	施設の種類	所管省庁	
第28条	第1号	危険物（消防法）	消防庁
	第2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	第3号	火薬類（火薬類取締法）	経済産業省
	第4号	高压ガス（高压ガス保安法）	
	第5号	核燃料物質及び汚染物質（原子力基本法）	文部科学省・経済産業省
	第6号	核原料物質（原子力基本法）	
	第7号	放射性同位元素及び汚染物質（放射性同位元素等規制法）	文部科学省
	第8号	劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省・農林水産省
	第9号	事業用電気工作物内の高压ガス（高压ガス保安法）	経済産業省
	第10号	生物剤及び毒素（生物兵器等規制法）	各省庁
	第11号	毒性物質（化学兵器等規制法）	経済産業省

2 市が管理する公共施設等における警戒

① 情勢緊迫時等における警戒等の措置

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、県警察との連携を図る。

② 予防対策

市は、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策として、来場者確認の徹底等不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報・啓発、ゴミ箱の撤去などのほか、防犯カメラの設置等機械警備の効果的な活用についても検討を行う。



## 第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### ① 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

この際、集会所等防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難所から必要な物資及び資材を輸送するとともに、誰もが物資にアクセス可能な「地区物資供給拠点」を臨時に市内に設置するなどして、必要な人に必要な物資等が確実に届くよう体制を整備する。

#### ② 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資器材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ対応する。

#### ③ 県との連携

市は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### ① 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### ② ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 《 第2編 事前対策 》

### ③ 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く市民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置等に関する啓発

#### ① 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置等の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、実態に応じた方法により啓発を行う。

#### ② 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### ③ 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

#### ① 武力攻撃災害等の兆候を発見した場合の通報義務等の啓発

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務<sup>37</sup>、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

#### ② 弾道ミサイル攻撃やテロが発生した場合等の住民等のとるべき対処の啓発

市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から住民に対し周知するよう努める。

<sup>37</sup> 国民保護法第98条第1項及び同法第183条（準用規定）

《 第2編 事前対策 》

③ 傷病者の応急手当の普及

市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について住民に対し周知するよう努める。

**第3編 応急対策** ～武力攻撃事態等への対処～

**第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置**

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多く、政府において、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が困難となることも大いに考えられる。

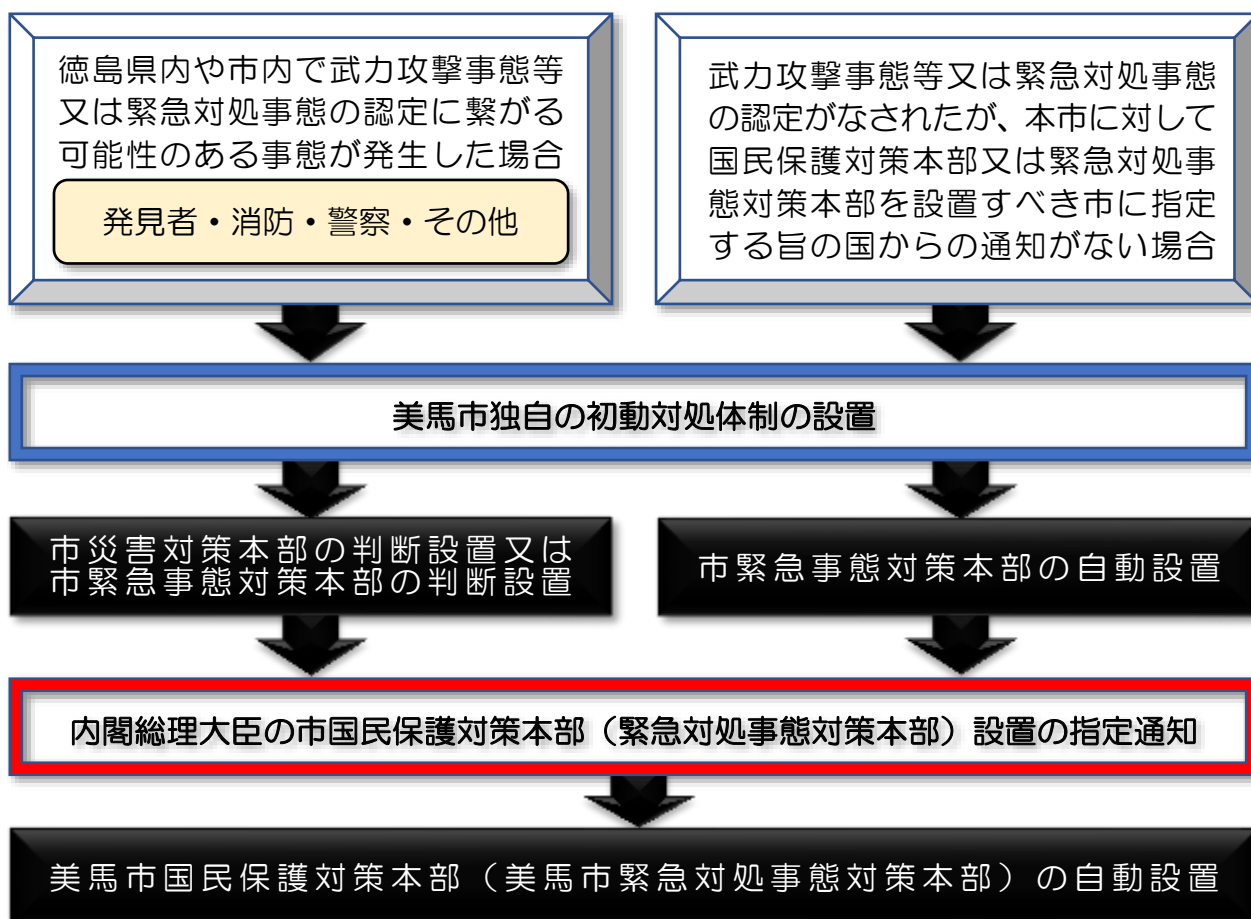
一方、事態認定の有無に関わらず、現実的に人的・物的被害が発生している状況においては、市は、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 初動体制の迅速な確立

① 危機事象発生時のフローチャート



## 《 第3編 応急対策 》

### ② 体制の選択・移行の判断

市は、徳島県内や市内において原因は不明であるが武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定に繋がる可能性のある事態が発生した場合（そのおそれのある場合を含む。）には、「市災害情報連絡室」又は「市緊急事態情報連絡室」、若しくは「市災害警戒本部」又は「市緊急事態警戒本部」、あるいは認知当初から「市災害対策本部」又は「市緊急事態対策本部」のいずれを設置し対処すべきかを判断し、その時点の状況に最も適合する最適な体制（情報収集や連絡調整の実施で済む段階なのか、何らかの対処のための準備をすべき段階か、あるいは既に何らかの対処をすべき段階なのかの判断）を敷く。

## 2 初動措置

### ① 初動措置の確保

市は、設置している初動体制（情報連絡室、警戒本部又は対策本部）において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

市は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、県を通じて市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

### ② 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

## 3 市国民保護対策本部等に移行する場合の調整

市災害対策本部等を設置した後に政府において事態認定がなされ、県を通じて市に対し、市国民保護対策本部（市緊急対処事態対策本部）を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部等を設置して新たな体制に移行するとともに、市災害対策本部等を廃止する。

なお、市国民保護対策本部等の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整等を行う。

## 4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合

には、危機管理課体制を強化する。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市国民保護対策本部又は市緊急処理事態対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置<sup>38</sup>

#### ① 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に市災害対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部統括調整部は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、すだちくんメール、Logo チャット等により、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部統括調整部は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資器材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール、災害時情報共有システム等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料・燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替施設の確保

市は、庁舎が被災した場合等市対策本部を庁舎内に設置できない場合には、危機管理指針に基づき、代替施設に移転する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### ② 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、

<sup>38</sup> 国民保護法第27条第1項及び同法第28条



市における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請<sup>39</sup>する。

③ 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の編成及び各班等が保持・発揮すべき機能は、危機管理指針<sup>40</sup>の定めるところによる。

④ 市対策本部における広報等

市対策本部総務班は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行う。

この際、テレビ・ラジオ、自主放送番組、記者会見、問合せ窓口の設置、すだちくんメール、市ホームページ、市公式LINE、広報紙等あらゆる手段を駆使して市民等に対して広報等を行う。

⑤ 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置等の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市地域防災計画に規定する要領を援用<sup>41</sup>し、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置<sup>42</sup>する。

市現地対策本部長は、統括調整部長ではない副市長をもって充てる。当該副市長に事故がある場合は、危機管理指針に基づき、その職務代理者とする。

市現地対策本部員は、設置が必要と判断した事情に最も関連する応急対策各班の要員をもって充てる。

⑥ 国や県の現地対策本部等への職員の派遣

市長は、武力攻撃災害等が発生し、国や県の現地対策本部（現地調整所等の機能を有する組織の場合を含む。）が、市の区域内に設置された場合には、現場における市や関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に統制・調整するため必要があると認めるときは、市職員を連絡員として派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

⑦ 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置等を総合的に推進するため、各種の国民保護措置等の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置等に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置等に関する総合調整を行う<sup>43</sup>。

39 国民保護法第26条第2項

40 美馬市危機管理指針第4章（危機への対処）付図3及び付表3

41 美馬市地域防災計画 第1編「共通対策編」第3章「災害応急対策」第1節「災害応急対策の流れ」5項を参照

42 国民保護法第28条第8項

43 国民保護法第29条第5項

## 《 第3編 応急対策 》

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置等に関し、国の事態対策本部長と総合調整を行うよう要請<sup>44</sup>することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置等の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める<sup>45</sup>ことができる。

### ④ 国民保護措置等に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置等の実施の状況について報告又は資料の提出を求める<sup>46</sup>ことができる。

### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置等を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める<sup>47</sup>ことができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

### ⑧ 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を経由して対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止<sup>48</sup>する。

## 2 通信の確保

### ① 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、デジタル簡易無線等の移動系通信回線、又はインターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線、若しくは事前設置型特設公衆電話回線等の臨時回線の設置等により、市や県等の対策本部との間、市対策本部と避難先地域等との間で国民保護措置等の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### ② 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報

<sup>44</sup> 国民保護法第29条第7項

<sup>45</sup> 国民保護法第29条第8項

<sup>46</sup> 国民保護法第29条第9項

<sup>47</sup> 国民保護法第29条第10項

<sup>48</sup> 国民保護法第30条

通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県（総務省）にその状況を連絡する。

③ 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関との連携

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 国・県の対策本部との連携

##### ① 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### ② 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

##### ③ 国・県と現地対策本部の共同設置

運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

#### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### ① 知事等への措置要請

市は、市区域における国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置等の実施に関し必要な要請をする<sup>49</sup>ことができる。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### ② 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置等の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める<sup>50</sup>ことができる。

##### ③ 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、市の区域に係る国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置等の実施に関し必要な要請をする<sup>51</sup>ことができる。

49 国民保護法第16条第4項

50 国民保護法第16条第5項

51 国民保護法第21条第3項

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

#### ① 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、国民保護措置等を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める<sup>52</sup>ことができる。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて徳島地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては呉地方総監、航空自衛隊にあっては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めや徳島地方協力本部長への連絡に際しては、次の事項を明らかにする<sup>53</sup>とともに、文書により行う。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うことができる<sup>54</sup>。

- ① 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

#### ② 自衛隊の部隊等との緊密な意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動<sup>55</sup>及び治安出動（内閣総理大臣の命令による治安出動<sup>56</sup>及び知事の要請による治安出動<sup>57</sup>）等により出動した部隊とも、市対策本部等において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### ① 他の市町村長その他の執行機関（以下「市町村長等」という。）への応援の要求

市長は、市の区域に係る国民保護措置等を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、県又は他の市町村長等に対して応援を求める<sup>58</sup>ことができる。

応援を求める市町村との間で、あらかじめ「相互応援協定」等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

市長は、国民保護措置等の実施について、応援の要求に応じて派遣され応援に従事する者を指揮<sup>59</sup>する。

52 国民保護法第20条第1項

53 国民保護法施行令第3条

54 この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする（国民保護法施行令第3条第3項）。

55 自衛隊法第76条

56 自衛隊法第78条

57 自衛隊法第81条

58 国民保護法第17条第1項

市町村長等に対し、他の市町村長等から「応援の要求」があった場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由のない限り、当該応援を拒めないことに留意する必要がある。

59 国民保護法第17条第2項

## 《 第3編 応急対策 》

### ② 県への応援の要求

市長等は、市の区域に係る国民保護措置等を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める<sup>60</sup>ことができる。

この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### ③ 事務の委託等

#### ① 事務の委託<sup>61</sup>

市は、市の区域に係る国民保護措置等の実施するため必要があると認めるときは、その事務又は市長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体（一部事務組合を含む。）に委託することができる。この際、次に掲げる事項<sup>62</sup>を、協議を通じて明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・ その他委託事務に関し必要な事項

#### ② 委託した場合の手続

市は、他の地方公共団体に対して事務の委託を行った場合、前項に掲げる事項を「公示」とするとともに、県に届け出る<sup>63</sup>。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、市長は、速やかにその内容を議会に報告<sup>64</sup>する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### ① 職員の派遣要請

市は、国民保護措置等の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

### ② 派遣要請手続き

市は、前項の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置等の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、前項の職員の派遣について、あっせんを求める。

---

<sup>60</sup> 国民保護法第18条第1項

<sup>61</sup> 国民保護法第19条

<sup>62</sup> 国民保護法施行令第4条（準用規定）、災害対策基本法施行令第28条第1項

<sup>63</sup> 災害対策基本法施行令第28条第3項

市が、他の地方公共団体から事務の委託を受けた場合も、同様の手続をとるものとする。

<sup>64</sup> 災害対策基本法施行令第28条第4項

## 6 市の行う応援等

### ① 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村等から応援の求めがあった場合<sup>65</sup>には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

### ② 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置等の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合<sup>66</sup>には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### ① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

### ② ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### ③ 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次頁に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、当該協力が住民の自発的な意思により行われるものであることに留意<sup>67</sup>するとともに、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮<sup>68</sup>する。

<sup>65</sup> 国民保護法第17条

<sup>66</sup> 国民保護法第21条第2項

<sup>67</sup> 国民保護法第4条第2項

<sup>68</sup> 国民保護法第70条第2項

《 第3編 応急対策 》

区 分	国民保護法において「住民」に協力を要請できるものとされている項目 <sup>69</sup>
避 難	避難住民の誘導の援助（国民保護法第70条）
武力攻撃災害 等への対処	消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の援助（国民保護法第115条）
	住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助（国民保護法第123条）

なお、国及び地方公共団体は、これらの要請を受けて国民保護措置等の実施に必要な援助について協力を行った市民が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところ<sup>70</sup>により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する<sup>71</sup>こととなっている。

市は、市民の権利利益の救済のため、問合せの対応や手続等について、できる限り迅速な対応<sup>72</sup>を行うよう努める。

<sup>69</sup> 「住民へ協力を要請できるもの」としては、この他に『救援への協力（国民保護法第80条）』があるが、要請できる者は都道府県知事及び都道府県の職員に限られているため、本表には記載していない。

<sup>70</sup> 国民保護法施行令第43条により、損害の補償の額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定により消防作業に従事した者や救急業務に協力した者、又は水防法の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により算定するものとされている。

<sup>71</sup> 国民保護法第160条

<sup>72</sup> 国民保護法第6条



## 第4章 警報及び避難住民の誘導等

### 第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### ① 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知をJ-ALERTやEM-net等により緊急情報として受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### ② 警報の内容の通知

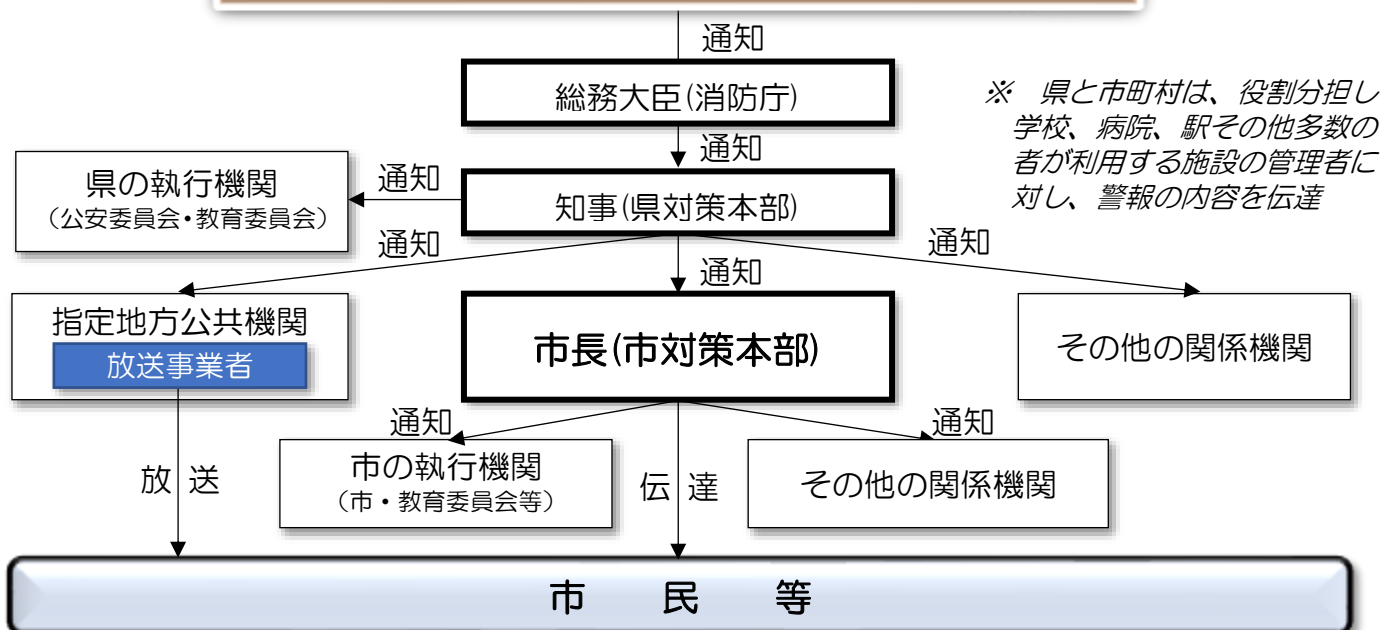
市は、市の執行機関（教育委員会、認定こども園等）等に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



（美馬市ホームページ <https://www.city.mima.lg.jp>）

#### 事態対策本部長（内閣）による「警報」の発令



## 《 第3編 応急対策 》

### 2 警報の内容の伝達方法

#### ① 警報の伝達要領

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。

J-ALERTによって情報が伝達されなかった場合においては、E-m-netによって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

市長は、J-ALERTと連携している音声告知放送端末や屋外スピーカー等により情報を伝達するものとするが、警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

- ① 武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれる場合
  - ・ 原則として、音声告知放送端末等で国が定めた「サイレン」を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれない場合
  - ・ 原則として、「サイレン」は使用せず、音声告知放送端末、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
  - ・ 市長が特に必要と認める場合には、「サイレン」を使用して住民に周知を図ることを妨げない。
  - ・ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など情報通信手段による伝達以外の方法も活用する。

#### ② 警報の伝達体制

##### ① 消防機関による伝達体制

- ・ 市長は、消防機関と連携し或いは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
- ・ 消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

##### ② 警察機関による伝達体制

- ・ 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

#### ③ 警報の伝達における要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等「要配慮者」に対する伝達に配慮するものとする。

具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で個別避難計画や避難確保計画等の避難支援プランを活用するなどし、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

#### ④ 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方におい

て、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は、警報の発令の場合と同様）。

### 3 緊急通報の発令・通知及び伝達

#### ① 緊急通報の発令<sup>73</sup>

緊急通報は、警報の発令がない場合においても知事から発令される場合がある。緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から、必要最小限で明確かつ簡潔な表現で発令される。

#### 緊急通報の内容（例）

【徳島県●●郡●●海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ ●●海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察及び自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ ●●海岸付近に居住する住民は、テレビやラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××01-0002まで電話すること

#### ② 緊急通報の通知<sup>74</sup>

知事は、緊急通報を発令した場合は、直ちにその内容を市町村長、県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知することとなっている。

緊急通報の通知は、原則として、「警報の通知方法」と同様の要領で通知されることとなっている。

#### ③ 緊急通報の放送<sup>75</sup>

緊急通報の内容は、警報と同様<sup>76</sup>に、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関により放送される。

#### ④ 緊急通報の伝達等<sup>77</sup>

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、原則として、「警報の伝達・通知」の場合と同様の要領により、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知する。

<sup>73</sup> 国民保護法第99条

「緊急通報（武力攻撃災害緊急通報及び緊急対処事態における災害に係る緊急通報）」とは、『武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、都道府県知事が発令するものである。

緊急通報は、①武力攻撃災害の現状及び予測、②住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項の内容で発令される。

<sup>74</sup> 国民保護法第100条

<sup>75</sup> 国民保護法第101条

<sup>76</sup> 国民保護法第50条（警報の放送）

<sup>77</sup> 国民保護法第100条第2項

第2節 避難住民の誘導等

市は、県の「避難の指示」に基づいて、「避難実施要領」を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達・通知及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

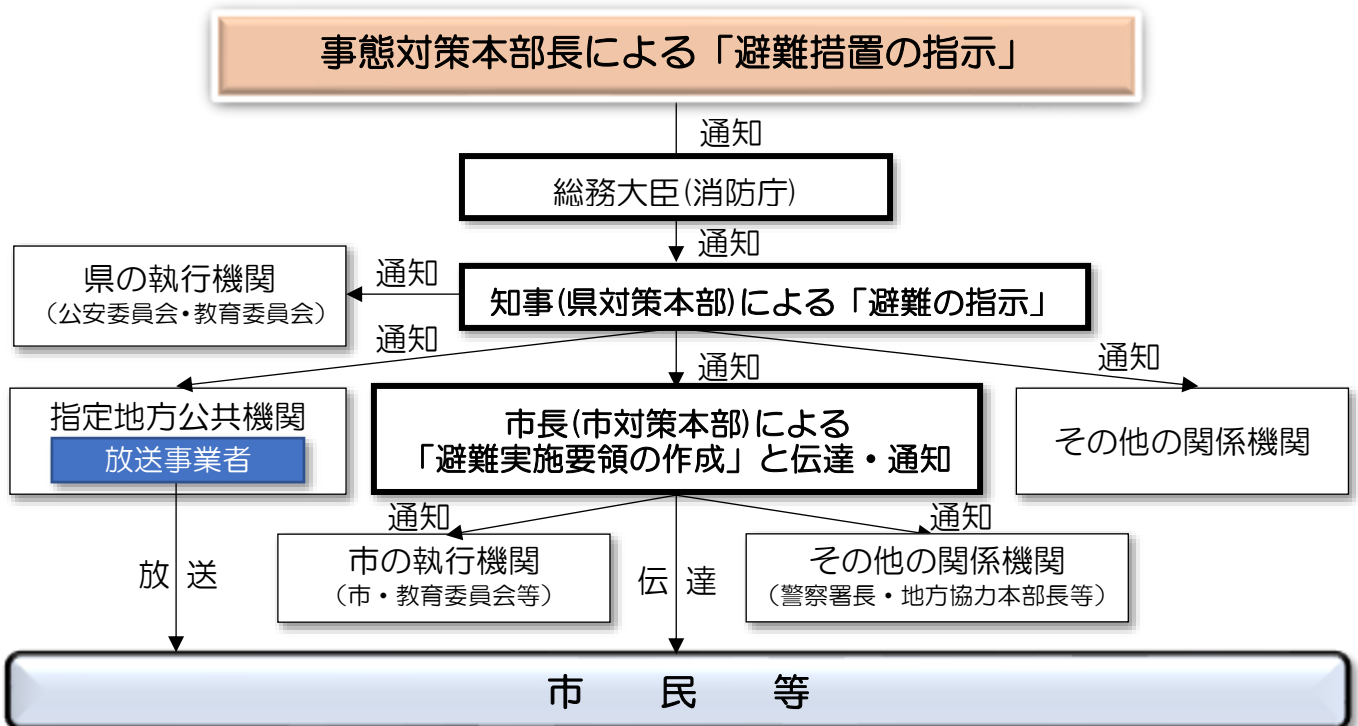
1 避難の指示の伝達・通知

① 避難の指示に資する情報の県への提供

市長は、知事が「避難の指示」を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

② 避難実施要領の策定と住民等への伝達・通知<sup>78</sup>

市長は、事態対策本部長の「避難措置の指示<sup>79</sup>」に基づく知事による「避難の指示<sup>80</sup>」が行われた場合には、関係機関の意見を聴いて、直ちに「避難実施要領」を定めるとともに、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達し、また市の消防長、警察署長、及び自衛隊徳島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。



<sup>78</sup> 国民保護法第61条第1項～第3項

<sup>79</sup> 国民保護法第52条

「避難措置の指示」には、①要避難地域（住民の避難が必要な地域）、②避難先地域（住民の避難先となる地域及び住民の避難経路となる地域）及び③住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要の三点が示されることとなっている。

<sup>80</sup> 国民保護法第54条

「避難の指示」には、脚注77の内容に加え、④主要な避難経路、⑤避難のための交通手段及び⑥その他避難の方法が示されることとなっている。

## 2 避難の指示

### ① 避難地域を管轄する市町村長に対する避難の指示

知事は、「避難措置の指示」を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

### ② 避難地域に近接する地域を管轄する市町村長に対する避難の指示

知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示する。

### ③ 避難の指示の例

#### 避難の指示（例）

徳島県知事  
○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) △市△△地区の住民は、□市□□地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・ 輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

# ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

# 細部については、△市の避難実施要領による。

# △市職員の誘導に従って避難する。

(2) △市▲▲地区の住民は、□市■ ■地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・ 輸送手段及び避難経路徒歩により、緊急に◆◆地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

※ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

### 3 避難実施要領の策定

#### ① 避難実施要領の策定

市長は、知事から市民に対して「避難の指示」があったときは、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の伝達・通知が、避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他、避難の実施に関し必要な事項

#### ② 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

区 分	内 容
避難の指示の内容の確認	地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
事態の状況の把握	警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
避難住民数	避難が必要な住民の概数の把握
誘導の手段の把握	屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）	県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
避難行動要支援者の避難方法の決定	避難行動要支援者に対する個別避難計画、対策本部内に必要に応じて避難行動要支援者支援班設置
避難経路や交通規制の調整	具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整
職員の配置	各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定
関係機関との調整	連絡手段の確保
自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整	県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

## 4 避難住民の誘導

① 市長による避難住民の誘導<sup>81</sup>

## ① 地域コミュニティを維持した避難

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。この際、可能な限り、地域コミュニティを維持した避難ができるよう、自治会、学校、事業所等地域の実情に応じた避難単位として誘導を行う。

## ② 職員の配置

市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

## ③ 腕章等の装着等

職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させるとともに、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

## ④ 夜間避難における配慮

夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

## ② 消防機関の活動

## ① 消防本部及び消防署の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

## ② 消防団の活動

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、市長は、美馬西部消防組合の管理者等に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。このため、平素から、当該消防組合の管理者等と十分な調整を行う。

81 国民保護法第62条

③ 避難誘導を行う関係機関との連携

① 避難誘導の要請<sup>82</sup>

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置等の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

② 警察署長等との協議<sup>83</sup>

市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、事態の規模・状況に応じて現地（関係機関の設置する現地調整所や誘導現場等）において適宜調整を行い、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

③ 大規模集客施設管理者等との連携

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置等が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

④ 自主防災組織等に対する協力の要請<sup>84</sup>

市長や警察官等は、避難住民の誘導に当たっては、避難住民自身、自主防災組織や自治会長等地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑤ 誘導時における食品の給与等<sup>85</sup>及び情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑥ 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、必要に応じて避難行動要支援者班（仮称）を対策本部に編成し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

⑦ 残留者等への対応

避難の実施後、すみやかに、避難が遅れている者など残留者の有無を確認する。

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混

82 国民保護法第63条第1項

83 国民保護法第64条第1項

84 国民保護法第70条

85 国民保護法第62条第6項



雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑧ 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や、救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル防止等を防止するため、被災地及びその周辺における犯罪の予防のための活動（パトロールや避難所等の定期的な巡回等）に必要な協力を行う。

また、県警察や地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携・協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

⑨ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

① 危険動物等の逸走対策

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑩ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

⑪ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

⑫ 避難住民の運送の求め<sup>86</sup>等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知<sup>87</sup>する。

⑬ 避難住民の復帰のための措置

市長は、市の区域について、要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部に関する「避難の指示」が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるための当該地域までの誘導その他必要な措置を講ずるため、「避難住民の復帰に関する要領」を別に定め<sup>88</sup>、避難住民の誘導、情報の提供及び関係機関との調整等を行う。

86 国民保護法第71条

87 国民保護法第72条

88 国民保護法第69条第2項

## 5 形態に応ずる避難

### ① 弾道ミサイル攻撃の場合

#### ① 弾道ミサイル攻撃の場合の避難の基本

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイルが発射された場合には、住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、迅速に情報伝達を行う。この際、市内全ての場所に着弾の可能性があり得るものとして、対応する。

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は「屋内に避難」することが基本である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。

#### ② 弾道ミサイル攻撃の場合の避難実施要領の内容

弾道ミサイル攻撃の場合の「避難実施要領」の内容は、あらかじめ出される事態対策本部長の「避難措置の指示」及び知事による「避難の指示」に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

### ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

#### ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合の避難の基本

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

昼間に中心市街地において突発的に事案が発生した場合は、当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合の避難実施要領の内容

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、「避難措置の指示」及び「避難の指示」を踏まえて「避難実施要領」を定め、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

市長は、急襲的な攻撃等により武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、「避難措置の指示」や「避難の指示」を待たずに、必要と認める地域の住民に対し「退避の指示<sup>89</sup>（屋内への退避を含む。）」をしたり、「警戒区域の設定<sup>90</sup>」を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に「避難措置の指示」等が出されることが基本である。

以上から、「避難実施要領」の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地における活動調整に注力する。

③ 着上陸侵攻の場合

① 着上陸侵攻の場合の避難の基本

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置等を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針としての具体的な「避難措置の指示」を待って対応することが必要となる。

② 着上陸侵攻の場合の避難実施要領の内容

県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う「避難実施要領」の内容は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であることから、あらかじめ定めることはしない。

④ 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合にあっては、「弾道ミサイル攻撃の場合」と同様の対応となる。

⑤ NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合における避難は、国の事態対策本部長が攻撃に特性に応じた「避難措置の指示」を行うこととされていることから、当該避難措置の指示や知事の「避難の指示」の内容を踏まえて「避難実施要領」を定め、住民の避難を行うこととなる。

89 国民保護法第112条

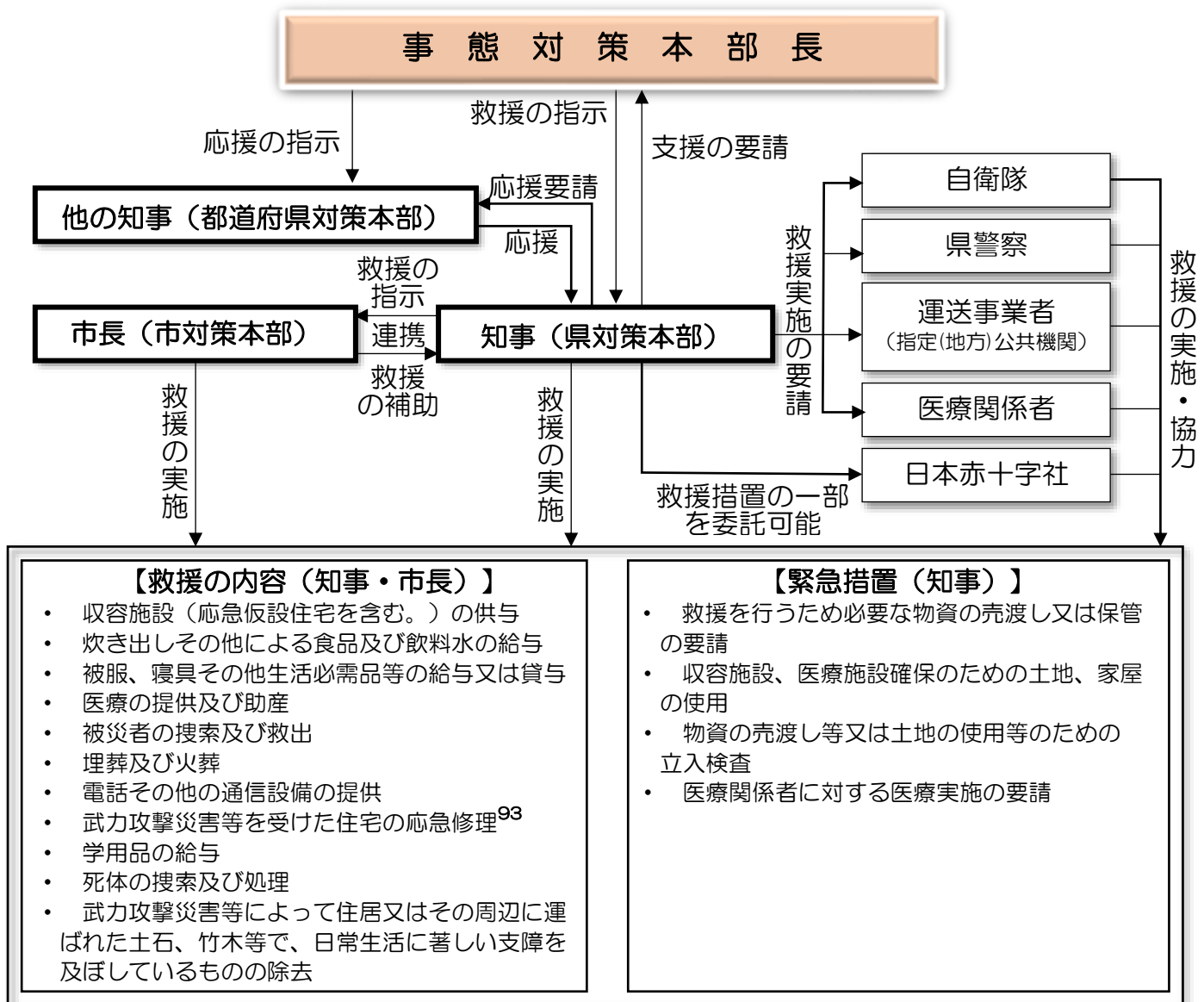
90 国民保護法第114条

## 第5章 救 援

市は、避難先地域において、避難住民や武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、次のとおり定める。

### 1 救援<sup>91</sup>の実施

市長は、知事から「救援に関する措置を講ずべき指示<sup>92</sup>（実施すべき措置の内容及び期間）」の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行う。



<sup>91</sup> 国民保護法第75条第1項

<sup>92</sup> 国民保護法第76条第1項

<sup>93</sup> これ以降の救援の4項目は、国民保護法施行令第9条

## 2 救援の補助<sup>94</sup>

市長は、前項で実施することとされた事務を除くほか、知事が行う救援を補助するものとする。

## 3 関係機関との連携

### ① 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### ② 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請する。

### ③ 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### ④ 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 4 救援の内容

### ① 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号<sup>95</sup>。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### ② 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

<sup>94</sup> 国民保護法第76条第2項

<sup>95</sup> 最終改正・公布は、令和4年3月31日付

《 第3編 応急対策 》

5 救援の実施における留意点

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行う際は、次の点に留意する。

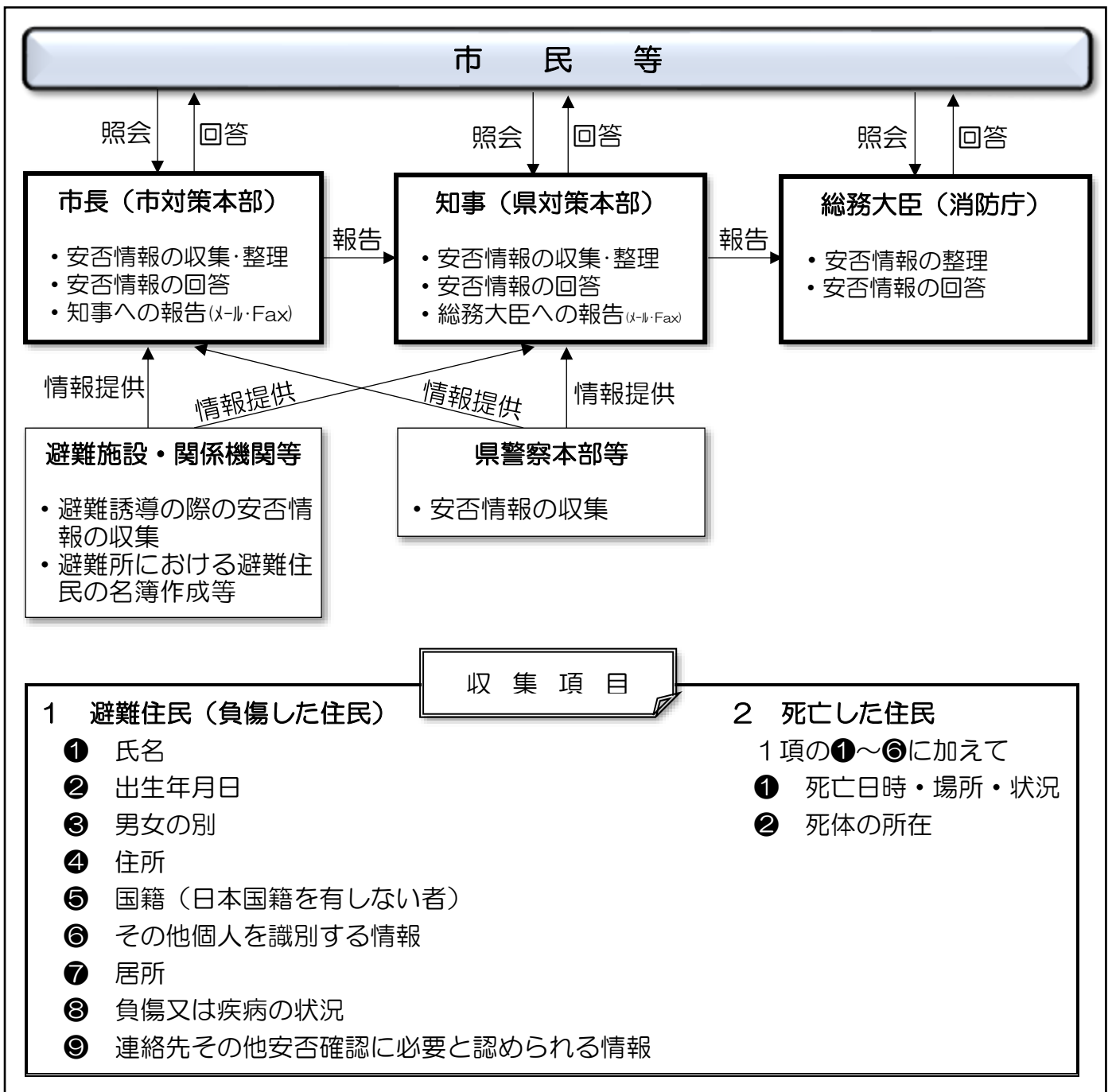
救 援 の 項 目	留 意 点
収容施設の供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）</li> <li>• 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理</li> <li>• 避難所におけるプライバシーの確保への配慮</li> <li>• 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</li> <li>• 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</li> <li>• 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）</li> <li>• 長期避難住宅等の設置のための資器材等に不足が生じた場合の対応</li> <li>• 提供対象人数及び世帯数の把握</li> </ul>
炊き出しその他による食品及・飲料水の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食品、飲料水及び生活必需品の備蓄物資の確認</li> <li>• 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請</li> </ul>
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提供対象人数及び世帯数の把握</li> <li>• 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制</li> </ul>
医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医薬品、医療資器材、NBC対応資器材等の所在確認</li> <li>• 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集</li> <li>• 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集</li> <li>• 避難住民等の健康状態の把握</li> <li>• 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握</li> <li>• 医薬品、医療資器材等が不足した場合の対応</li> <li>• 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保</li> <li>• 臨時の医療施設における応急医療体制の確保</li> </ul>
被災者の捜索及び救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携</li> <li>• 被災情報、安否情報等の情報収集への協力</li> </ul>

<p>埋 葬 及 び 火 葬</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握</li> <li>• 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制</li> <li>• 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保</li> <li>• あらかじめ県が策定している徳島県広域火葬計画等を踏まえた対応（広域火葬計画の策定について（平成9年衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）参考）</li> <li>• 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施</li> <li>• 厚生労働大臣により国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応</li> </ul>
<p>電 話 そ の 他 の 通 信 設 備 の 提 供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握</li> <li>• 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整</li> <li>• 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定</li> <li>• 聴覚障がい者等への対応</li> </ul>
<p>武 力 攻 撃 災 害 等 を 受 け た 住 宅 の 応 急 修 理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）</li> <li>• 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保</li> <li>• 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定</li> <li>• 応急修理の相談窓口の設置</li> </ul>
<p>学 用 品 の 給 与</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童生徒の被災状況の収集</li> <li>• 不足する学用品の把握</li> <li>• 学用品の給与体制の確保</li> </ul>
<p>死 体 の 捜 索 及 び 処 理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携</li> <li>• 被災情報、安否情報の確認</li> <li>• 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定</li> <li>• 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）</li> <li>• 死体の一時保管場所の確保</li> </ul>
<p>武 力 攻 撃 災 害 等 に よ る 土 石 、 竹 木 等 で 日 常 生 活 に 著 し い 支 障 を 及 ぼ し て い る も の の 除 去</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集</li> <li>• 障害物の除去の施工者との調整</li> <li>• 障害物の除去の実施時期</li> <li>• 障害物の除去に関する相談窓口の設置</li> </ul>

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 安否情報の収集・整理・提供の流れ





## 2 安否情報の収集等<sup>96</sup>

### ① 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### ② 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。

この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### ③ 安否情報の記録

市は、収集した安否情報について、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令<sup>97</sup>（平成17年総務省令第44号）（以下「安否情報省令」という。）」に基づき、第1条に規定する様式第1号（避難住民及び武力攻撃災害等により負傷した住民用）及び同第2号（武力攻撃災害等により死亡した住民用）に、必要事項を記載して行う。

### ④ 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 3 県に対する報告<sup>98</sup>

収集した安否情報は、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

当該システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

事態が急迫して、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

<sup>96</sup> 国民保護法第94条第1項前段

<sup>97</sup> 最終改正は、平成27年9月16日（総務省令第76号）

<sup>98</sup> 国民保護法第94条第1項後段

#### 4 安否情報の照会に対する回答

##### ① 安否情報の照会の受付

###### ① 照会窓口等の設置と住民に対する周知

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

###### ② 住民からの安否情報の照会方法

住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話、電子メールその他の方法での照会も受け付ける。

##### ② 安否情報の回答

###### ① 安否情報の回答要領

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により記載した書面（安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か、武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か及びその他必要な事項を回答）を交付することにより行う。

ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

###### ② 回答の内容

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。

###### ③ 回答の相手方等の把握

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

##### ③ 個人の情報の保護への配慮

###### ① 安否情報データの管理の徹底

市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

###### ② 回答にあたっての個人情報保護上の留意<sup>99</sup>

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が

<sup>99</sup> 国民保護法第95条第2項

必要な情報については、状況に応じて判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社徳島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報について回答<sup>100</sup>する。

当該安否情報の回答するに当たっても、個人の情報の保護に十分留意<sup>101</sup>する。

---

<sup>100</sup> 国民保護法第96条第2項

<sup>101</sup> 国民保護法第96条第3項

## 第7章 武力攻撃災害等への対処

### 第1節 武力攻撃災害等への対処の基本的考え方等

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害等への対応や活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害等への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害等への対処の基本的考え方

##### ① 武力攻撃災害等への対処

市長は、国の事態対策本部長からの国全体の方針に基づく指示又は県対策本部長からの所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って国や県等の関係機関と協力しつつ必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、市の区域に係る武力攻撃災害等への対処のために必要な措置を講ずる<sup>102</sup>。

##### ② 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害等への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置等を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害等を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請<sup>103</sup>する。

##### ③ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害等への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害等の兆候の通報

##### ① 市長への通報

消防吏員、警察官及び市民等は、武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害等の兆候を発見したときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### ② 知事への通知

市長は、消防吏員、警察官等及び市民等から武力攻撃災害等の兆候の通報を受けた場合において、武力攻撃災害等が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

また、市は、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

<sup>102</sup> 国民保護法第97条第2項

<sup>103</sup> 国民保護法第97条第6項

## 第2節 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害等への対処を行うに当たり、生活関連等施設<sup>104</sup>の安全確保のため特殊な対応が必要となる場合において、国の方針に基づき、国、県その他の関係機関と連携して必要な対応が行えるよう必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### ① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集するとともに、関係機関相互に当該情報を共有する。

#### ② 消防機関による支援

消防機関<sup>105</sup>は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資器材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### ③ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、警備の強化その他当該施設の安全の確保に関し必要な措置を行う<sup>106</sup>。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める<sup>107</sup>。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、市は、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

### 2 生活関連施設の敷地等への立入制限区域の指定等

#### ① 生活関連施設の敷地等への立入制限区域の指定

県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害等の発生又はその拡大を防止するため、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、「立入制限区域」として指定することができる<sup>108</sup>こととなっている。

<sup>104</sup> 「生活関連施設」の細部については、本計画「第2編 事前対策」-「第4章 生活関連施設の把握等」-1①を参照

<sup>105</sup> 「消防機関」とは、『消防本部、消防署及び消防団』をいう（消防組織法第9条）。

<sup>106</sup> 国民保護法第102条第3項

<sup>107</sup> 国民保護法第102条第4項

<sup>108</sup> 国民保護法第102条第5項

## 《 第3編 応急対策 》

### ② 立入制限区域を指定したときの通知等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したとき、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示する<sup>109</sup>こととなっている。

### ③ 立入制限区域指定の効果

警察官又は海上保安官は、立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを「制限」し、若しくは「禁止」し、又は当該立入制限区域からの「退去を命ずる」ことができる<sup>110</sup>ようになっている。

## 3 危険物質等<sup>111</sup>に係る武力攻撃災害等の防止及び防除

### ① 危険物質等に関する措置命令

市長は、武力攻撃事態等において、引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある危険物質等に係る武力攻撃災害等の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者又は取扱者に対して、以下の措置を講ずべきことを命ずることができる<sup>112</sup>。

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

### ② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、武力攻撃災害等の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し「警備の強化<sup>113</sup>」を求めるほか、前項の危険物質等に関する措置を命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から「危険物質等の管理の状況について報告<sup>114</sup>」を求めることができる。

---

<sup>109</sup> 国民保護法第102条第6項

<sup>110</sup> 国民保護法第102条第7項

なお、この「制限」、「禁止」若しくは「退去命令」に従わなかった者は、国民保護法第193条の罰則規定に基づき、『30万円以下の罰金又は拘留』に処せられることとなる。

<sup>111</sup> 「危険物質等」の細部については、本計画「第2編 事前対策」-「第4章 生活関連施設の把握等」-1②を参照

<sup>112</sup> 国民保護法第103条第3項

<sup>113</sup> 国民保護法第103条第2項

<sup>114</sup> 国民保護法第103条第4項

## 第3節 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に対処の現場における初動的な応急措置として、次のとおり定める。

## 1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、「退避を指示<sup>115</sup>」し、又は「警戒区域を設定<sup>116</sup>」する。

この際、知事から「緊急通報の発令」がなされる場合がある。

市は、保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

## 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## 3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により国又は県等が設置する現地調整所等に職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整に参画するとともに、現場に派遣した職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに支援の内容を整理し、県に対して必要な資器材や応援等の要請を迅速に行う。

## 4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ、次頁の点に留意して措置を講ずる。

また、市は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県と連携しつつ、汚染食料品の摂取が行われないよう、住民に注意を呼び掛ける。

115 国民保護法第112条第1項

116 国民保護法第114条第1項

《 第3編 応急対策 》

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質（汚染源）の特定や汚染範囲の把握等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

① 具体的な措置等

市長又は消防長等は、知事より、武力攻撃等に伴って放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤若しくは毒素又は危険物質等による「汚染」の拡大を防止するための措置を迅速に講ずるため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次表に掲げる権限を行使<sup>117</sup>する。

108条	対 象 物 件 等		措 置
1号	汚染され又は汚染された疑いのある	飲食物、衣類、寝具その他の物件	【対象物件の占有者への命令】 ①移動の制限 ②移動の禁止 ③廃棄
2号		生活の用に供する水	【水の管理者への命令】 ①使用の制限又は禁止 ②給水の制限又は禁止
3号		死 体	①移動の制限 ②移動の禁止
4号		飲食物、衣類、寝具その他の物件	●廃棄
5号		建 物	①立入りの制限 ②立入りの禁止 ③封鎖
6号		場 所	①交通の制限 ②交通の遮断

<sup>117</sup> 国民保護法第107条第3項、同法第108条第1項及び第2項



② 措置実施上の手続<sup>118</sup>

108条	対 象 物 件 等		手 続
1号	汚染され又は汚染された疑いのある	飲食物、衣類、寝具その他の物件	【措置の名宛て人への通知項目】 ① 当該措置を講ずる旨 ② 当該措置を講ずる理由 ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 ④ 当該措置を講ずる時期 ⑤ 当該措置の内容
2号		生活の用に供する水	
3号		死 体	
4号		飲食物、衣類、寝具その他の物件	
5号		建 物	【適当な場所への掲示項目】 ① 当該措置を講ずる旨 ② 当該措置を講ずる理由 ③ 当該措置の対象となる建物又は場所 ④ 当該措置を講ずる時期 ⑤ 当該措置の内容
6号		場 所	
備 考	<p>1 措置を講ずべき差し迫った必要があるときは、「通知」しないで措置を実施できる。 この場合、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該措置の名宛て人に「通知」しなければならない。</p> <p>2 「掲示」しないで当該措置を講ずべき差し迫った必要があるときは、その職員の「現場における指示」をもって、これに代えることができる。</p>		

6 要員の安全の確保

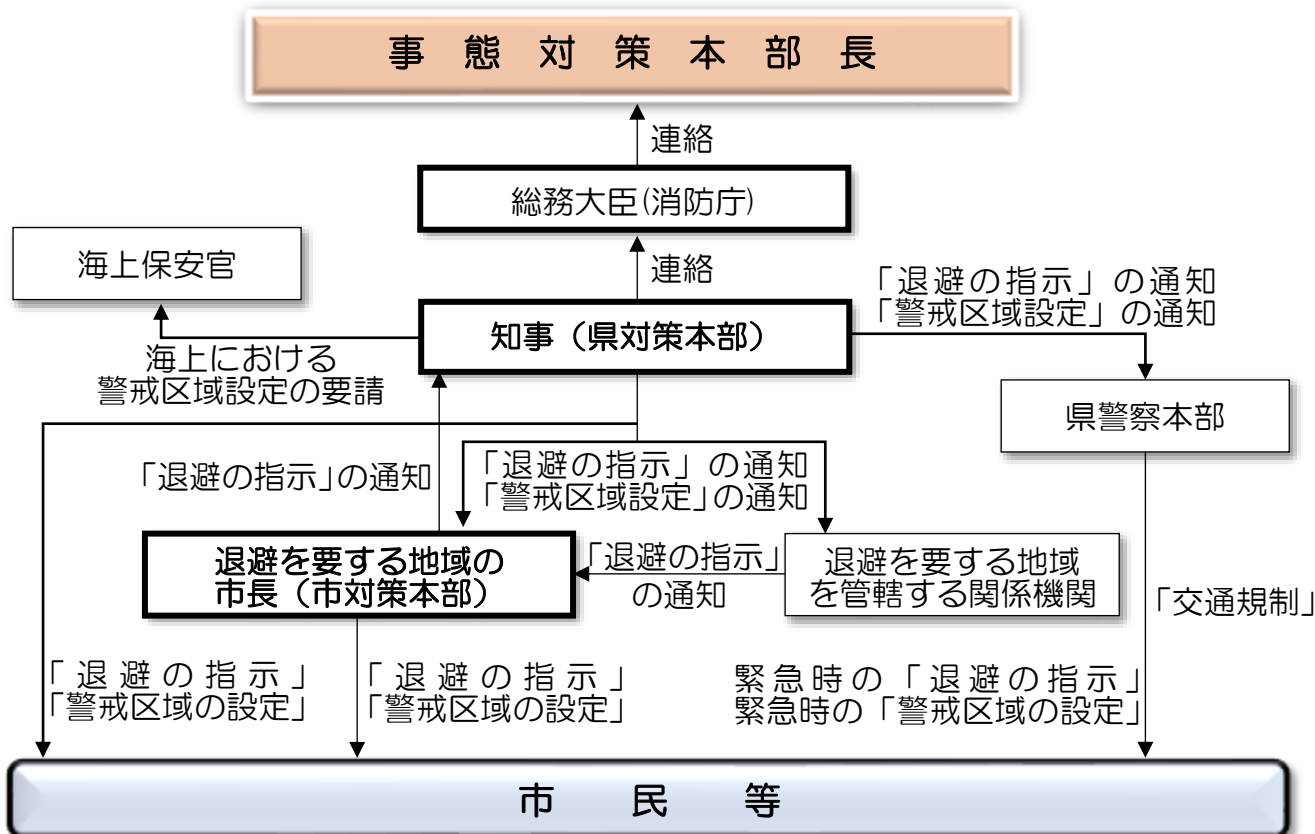
市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害等の状況等について、現地や県及び関係機関等からの積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に十分に配慮する。

118 国民保護法施行令第31条

第4節 退避の指示及び警戒区域の設定等

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、「退避の指示」や「警戒区域の設定」を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示及び警戒区域の設定の流れ



2 退避の指示等

① 退避の指示

市長は、武力攻撃災害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害等から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し「退避（屋内への退避を含む。）」をすべき旨の指示<sup>119</sup>を行う。

退避の指示に際しては、必要により現地に職員を派遣するなどして関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動（水平避難）するよりも、次頁に例示する場合のように、屋内に留まる方がより危険性が少ないと

119 国民保護法第112条第1項

考えられるときは、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」 を指示すべき場合	① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるとき
	② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が、不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

### 退避の指示（例）

- ・ 「美馬市●●町字●●、同町字▲▲」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「美馬市●町◆◆、同町○○」地区の住民については、○○避難所へ退避すること。

#### ② 退避の指示に伴う措置等

##### ① 退避の指示の伝達

市は、退避の指示を行ったときは、L-ALERT、音声告知放送、公式 LINE、市ホームページ、緊急速報メール、広報車等様々な手段を駆使して、確実かつ速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う<sup>120</sup>。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

##### ② 交通規制の要請

退避の指示に伴い交通規制が必要と判断した場合は、美馬警察署（対策本部にいる警察連絡員）に対し、必要な交通規制の実施について求めるものとする。

#### ③ 知事等による退避の指示

##### ① 知事による退避の指示

都道府県知事は、武力攻撃災害等から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる<sup>121</sup>こととなっている。

##### ② 警察官による退避の指示

市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる<sup>122</sup>こととなっている。

<sup>120</sup> 国民保護法第112条第3項

<sup>121</sup> 国民保護法第112条第5項

<sup>122</sup> 国民保護法第112条第6項

③ 自衛官による退避の指示

市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官も、同様に退避の指示をすることができる<sup>123</sup>こととなっている。

④ 退避の指示の通知

市長は、知事、警察官又は自衛官から「退避の指示」をした旨の通知<sup>124</sup>を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

⑤ 安全の確保等

① 武力攻撃災害等に係る最新情報の共有

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に二次被害が生じないように、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害等の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を職員と共有するほか、消防機関、県警察等と現地において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 関係機関との連携による職員の安全確保

市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 特殊標章の着用

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 事前措置の実施

市長は、武力攻撃災害等が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害等が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件（危険物の入った大型ドラム缶等）の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の「除去」、「保安」その他「必要な措置」を講ずべきことを指示<sup>125</sup>する。

4 警戒区域の設定等

① 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定<sup>126</sup>を行う。

123 国民保護法第112条第8項

124 国民保護法第112条第6項及び同条第7項

125 国民保護法第111条第1項

126 国民保護法第114条第1項前段

② 警戒区域の設定に伴う措置等

① 警戒区域を設定する範囲等

市長は、市対策本部に集約された情報のほか、現地における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、警戒区域を設定する範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 警戒区域の明示と立入禁止等

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害等への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる<sup>127</sup>。

③ 不測事態防止措置

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地における関係機関との情報共有等により緊急時の連絡体制を確保する。

④ 交通規制の要請

警戒区域の設定に伴い交通規制が必要と判断した場合は、美馬警察署（対策本部にいる警察連絡員）に対し、必要な交通規制の実施について求めるものとする。

③ 警戒区域設定の通知

市長は、知事、警察官、自衛官から「警戒区域の設定」を行った旨の通知<sup>128</sup>を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

④ 安全の確保

市長は、「警戒区域の設定」を行った場合についても、「退避の指示」の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

5 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害等への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、土地等の所有者等に対し、次の措置（物的応急公用負担<sup>129</sup>）を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害等を受けた現場の工作物又は物件で対処措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（除去したときは保管）

<sup>127</sup> 国民保護法第114条第1項後段

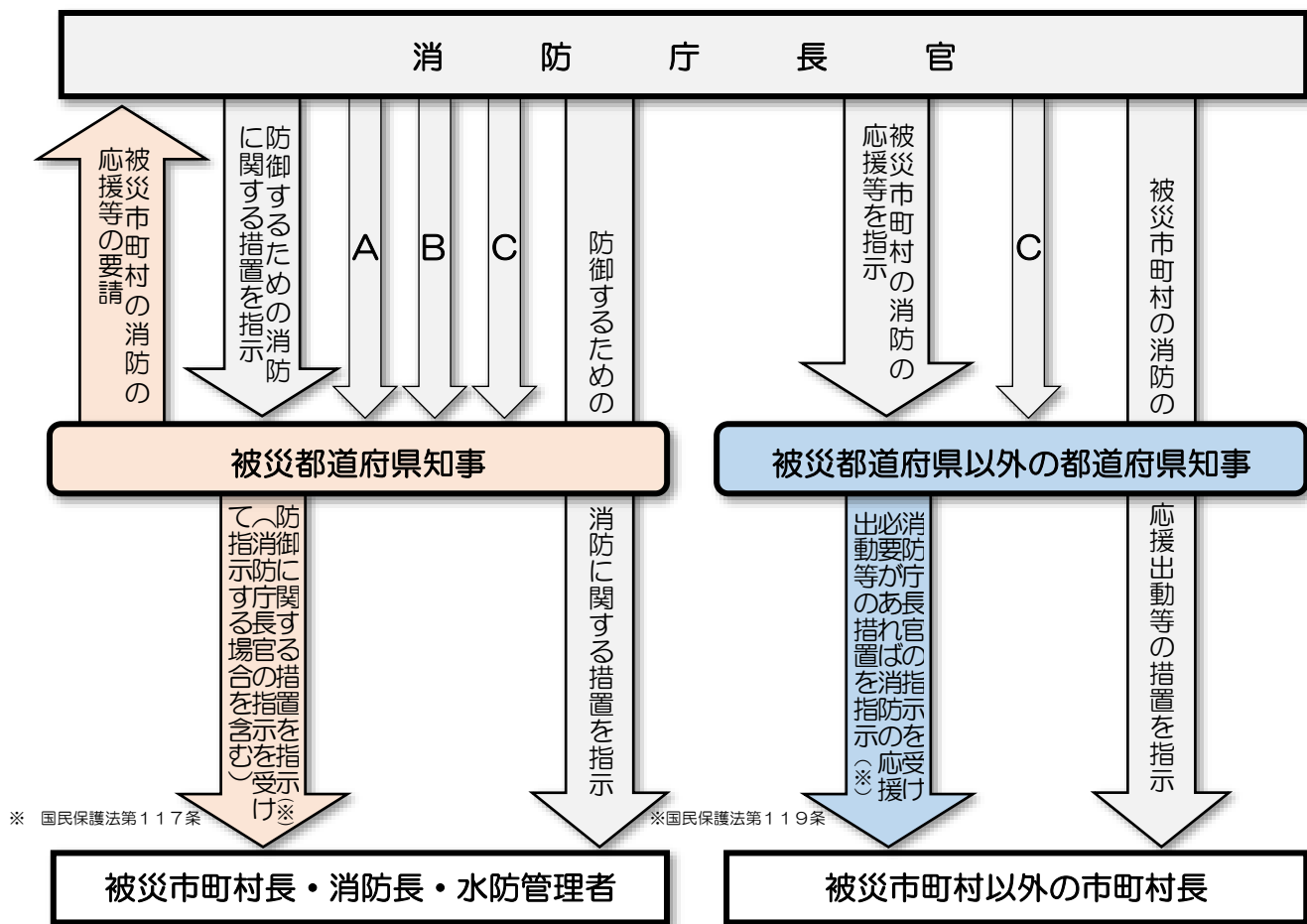
<sup>128</sup> 国民保護法第114条第2項後段、同条第3項後段及び同条第4項後段

<sup>129</sup> 国民保護法第113条第1項及び同条第2項

《 第3編 応急対策 》

6 消防に関する措置等

① 消防等に関する指示の枠組み



消防庁長官から知事への通知	A	消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害等を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知
	B	消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知
	C	消防庁長官が、人名の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

② 市が行う措置

市は、消防機関による武力攻撃災害等への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察機動隊や自衛隊等と共同して救助活動を行うなど関係機関と連携した効率的かつ迅速な活動が行われるために必要な調整等を行う。

③ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害等から住民を保護するため、消防機関の要員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害等を防御し、また被害や影響の軽減を図る。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資器材・人員・技能等を活用して武力攻撃災害等への対処を行う。消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資器材等の能力や数等に応じて地域の実状に即した活動を行う。

④ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

⑤ 緊急消防援助隊等の応援要請

市は、前項による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害等の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、『緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画<sup>130</sup>）』、『緊急消防援助隊の運用に関する要綱<sup>131</sup>』及び『緊急消防援助隊関係参考資料<sup>132</sup>』に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

⑥ 消防の応援の受入れ体制の確立

市は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、市の常備消防と応援部隊との役割分担や進出拠点等に関する調整並びに指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な措置を行う。

⑦ 消防の応援出動

市は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃の状況及び予測や武力攻撃災害等の発生状況（場所・件数、災害種別等）を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとと

<sup>130</sup> この『基本計画』は、平成16年に第1期計画が策定され、概ね5年ごとに改定され、現在、第4期計画（平成31年度（令和元年度）～令和5年度適用）となっている。

この第4期計画において、テロ災害の脅威への対応として、初めて「NBC災害即応部隊」の創設が明記された。

<sup>131</sup> 消防庁が、平成16年に初めて作成した要項であり、基本計画に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について必要な事項を定めることを目的とするものである。

<sup>132</sup> いわゆる「赤本」と呼ばれている資料であり、消防庁が作成している。

## 《 第3編 応急対策 》

もに、消防長と連携し、使用可能な資器材・設備・薬剤等に関する情報及び出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

### ⑧ 医療機関との連携

市は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### ⑨ 安全の確保

#### ① 武力攻撃災害等に係る最新情報の共有

市は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を共有するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

#### ② 職員の現地派遣

市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地において各機関間の情報の共有及び連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

#### ③ 消防団の安全確保

消防団は、施設・装備・資器材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

#### ④ 特殊標章の着用

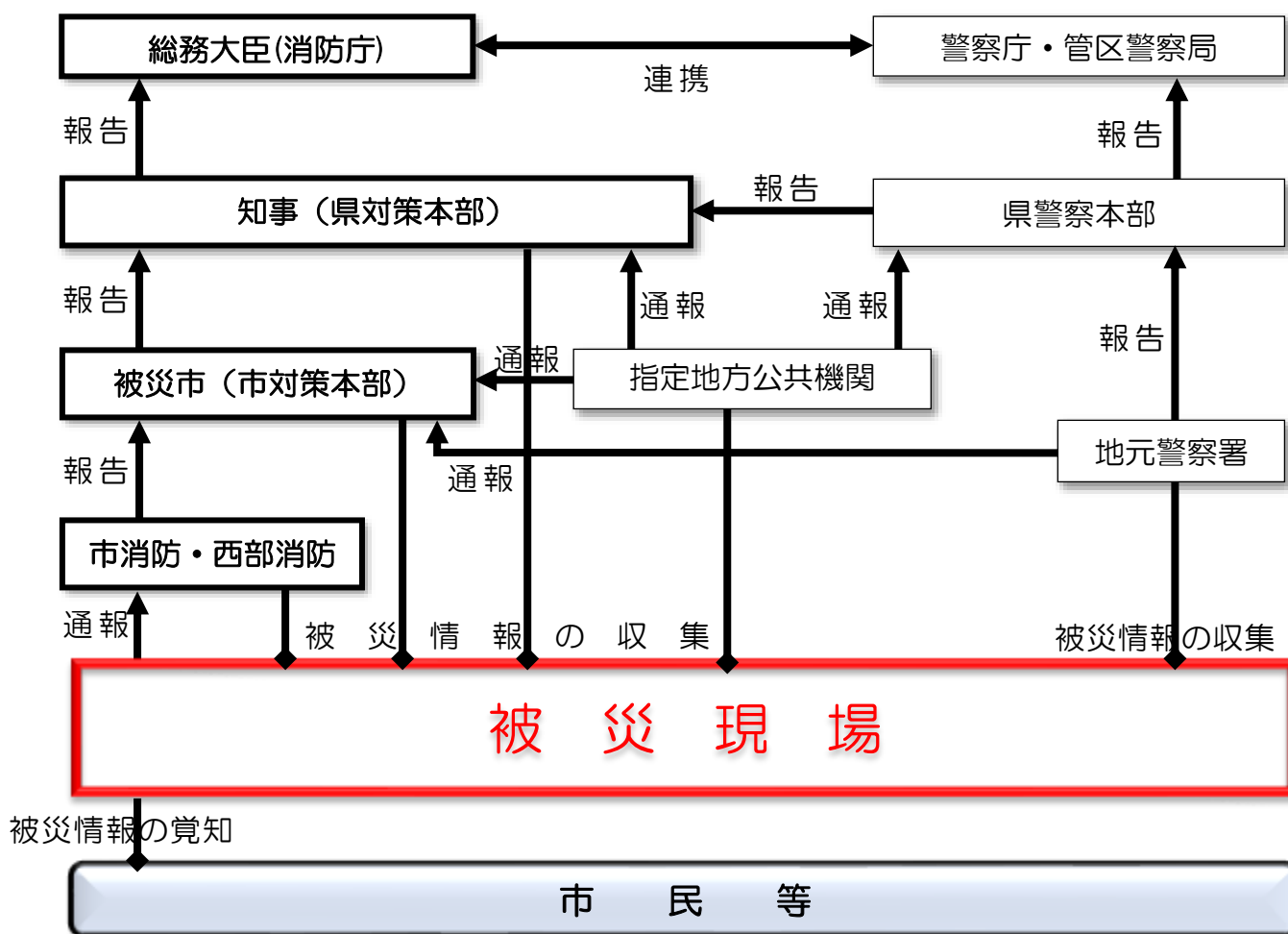
市長又は消防長は、現場で活動する消防機関の隊員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。



## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 被災情報の収集・報告・通報系統



### 2 被災情報の収集及び報告

#### ① 収集する被災情報の内容

- ① 武力攻撃災害等が発生した日時
- ② 武力攻撃災害等が発生した場所又は地域
- ③ 発生した武力攻撃災害等の状況の概要
- ④ 人的被害及び物的被害の状況 等

#### ② 関係機関との連携

市は、被災情報の情報収集に当たっては自衛隊、消防機関及び県警察等との連絡を密にして、相互に情報収集活動上の利点・欠点を増長又は補完し合い、効率的かつ迅速な被災情報の収集及び情報共有に努める。

## 《 第3編 応急対策 》

### ③ 被災情報の報告

市は、収集した被災情報について、県及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官通知）」に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに、被災情報を報告する。

市は、第一報を県又は消防庁に報告した後も、随時、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について第二報等続報として、県が消防庁に報告を行う要領等に準じて、電子メール、FAX等により県等に対し報告する。

特に、新たに重大な被害が発生した場合などは、優先して、火災・災害等即報要領に基づき、県及び直接消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### ① 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### ② 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### ③ 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### ④ 飲料水・生活用水確保対策

市は、避難先地域における感染症や食中毒あるいは不衛生状態等の発生を防止するため、県と連携し、飲料水や生活用水を十分確保するとともに、飲料水や生活用水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足することが予想される場合については、県に対して飲料水や生活用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### ⑤ 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### ① 廃棄物処理の特例

##### ① 廃棄物の特例処理

市長は、環境大臣が指定する「特例地域」においては、県と連携し、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）』に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める「特例基

## 《 第3編 応急対策 》

準」に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる<sup>133</sup>。

### ② 指示及び指導

市長は、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により「特例基準」に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、その者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示<sup>134</sup>するなど、「特例基準」に従うよう指導する。

### ③ 廃棄物処理能力の把握

市は、平素から、市内に所在する廃棄物処理能力を有する事業者等を把握しておき、武力攻撃事態等において予想される大量の廃棄物を効果的に処理するにはどのような事業者（特例基準を満たす事業者を含む。）に委託すべきか等を検討しておく。

## ② 廃棄物処理対策

### ① 廃棄物処理体制の確立

市は、『市地域防災計画』、『市災害廃棄物処理計画』の定めに基づいて、『災害廃棄物対策指針（平成30年改定版）〔環境省〕』等を参考としつつ、廃棄物処理体制を早期から確立する。

### ② 受援要請

市は、廃棄物処理施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足すると予想される場合においては、県に対して、受援等の要請を行い、また民間の廃棄物処理業者に対して、支援協定に基づく協力を要請する。

## 3 文化財の保護

### ① 文化財保護の特例

市内には、市や県指定の文化財をはじめ、国指定重要文化財<sup>135</sup>、国選定重要伝統的建造物群保存地区<sup>136</sup>及び国登録有形文化財<sup>137</sup>等の文化財が多数所在している。

文化庁長官から、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による重要文化財等の滅失、き損その他の被害の防止のための命令や勧告<sup>138</sup>がなされた場合には、県と連携しつつ、速やかに文化財等の所有者や管理責任者等にその旨を告知する。

### ② 支援の求めの伝達

前項の命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等から、当該重要文化財等の保護のため必要な支援の求め<sup>139</sup>があった場合には、市は、速やかに、県を通じて文化庁長官に対し、その旨を通知する。

133 国民保護法第124条第1項～同条第3項

134 国民保護法第124条第4項

135 市内には、三木家住宅や旧長岡家住宅など国指定重要文化財（建造物）等5件が指定されている。

136 市内には、うだつの町並みの1件が選定されている。

137 市内には、安楽寺山門など29件の国登録有形文化財（建造物）が登録されている。

138 国民保護法第125条第1項

139 国民保護法第125条第3項

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することが想定されるため、県と連携しつつ、市民生活の安定に資する適切な措置を講じる必要があることから、生活安定措置について、次のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### ① 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。

また、避難住民等が被災地に復帰した際の教育再開に支障が生じないように、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を、関係機関と連携し措置する。

#### ② 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて適切に実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### ① ライフライン施設の被害拡大防止及び早期復旧

市は、国や県及びライフライン事業者と連携し、ライフライン施設の被害拡大防止措置の適切な実施や被害を受けた場合の早期復旧を図り、被災者の生活基盤の確保を図る。

#### ② 公共土木施設等をはじめとしたインフラ施設の被害拡大防止と早期復旧

市は、市の管理する公共土木施設の被害防止措置や被害を受けた場合の早期復旧工事の実施に努める。

また、鉄道施設に被害が生じた場合は、鉄道事業者に適宜被害情報を提供するとともに、復旧工事拠点（復旧資器材置場や工事管理事務所建設場所等）を鉄道事業者提供するなどして、鉄道施設の早期復旧に寄与する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

『ジュネーブ諸条約<sup>140</sup>』及び『第1追加議定書<sup>141</sup>』において規定される国際的な赤十字標章等（赤十字標章及び身分証明書）及び特殊標章等（特殊標章及び身分証明書）は、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びその団体、その団体等が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために、それぞれ使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書の規定に従って保護される。

### 2 赤十字標章等の交付等

#### ① 交付責任者

赤十字標章等の交付は、『赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）』に基づき、知事が交付することとなっている。

#### ② 知事が交付を行う対象者

- ① 知事から国民保護法第85条第1項の「医療の実施の要請」、同条第2項の「医療の実施の指示」を受けて、知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- ② 知事から国民保護法第80条第1項の「救援への協力の要請」を受けて、知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- ③ ①及び②で定める対象者以外の知事が指定した医療機関である指定地方公共機関（徳島県医師会等）
- ④ ①から③までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

<sup>140</sup> 『ジュネーブ諸条約』とは、①「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約〔傷病者保護条約〕（昭和28年条約第23号）」、②「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約〔難船者保護条約〕（昭和28年条約第24号）」、③「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約〔捕虜条約〕（昭和28年条約第25号）」及び④「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約〔文民条約〕（昭和28年条約第26号）」のことをいう。

<sup>141</sup> 『第1追加議定書』とは、「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」〔議定書I〕（平成16年条例第12号）のことをいう。

③ 赤十字標章を交付した者に交付する身分証明書の様式<sup>142</sup>

「徳島県国民保護計画」第12章参照

④ 緊急の場合の交付（特例交付）

知事は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの交付申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たず、白地に赤十字の標章のみを交付することができることとなっている<sup>143</sup>。

3 特殊標章等の交付等

① 交付責任者

特殊標章等の交付は、『赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン』に基づき、消防庁国民保護室長が作成した『市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）』及び『消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）』にならって、市長及び消防長が交付する。

② 市長が交付を行う対象者

市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民保護措置に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- ① 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 消防長が交付を行う対象者

消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民保護措置に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- ① 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

<sup>142</sup> 赤十字標章は、『赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（防衛庁訓令第77号）』にならい、腕章、赤十字旗、車両章及び航空機章等として作成し表示する。

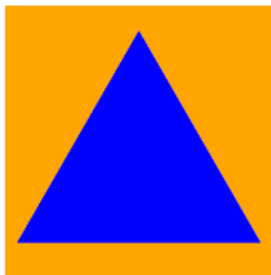
<sup>143</sup> 特殊標章も同様な特例交付ができることとなっている。

★市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）第8条第1項

## 《 第3編 応急対策 》

### ④ 特殊標章の様式

第1追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章<sup>144</sup>（オレンジ色地に青の正三角形）



### ⑤ 身分証明書の定型

第1追加議定書第66条3に規定される身分証明書（本計画92頁参照）

### ⑥ 身分証明書の様式（赤十字標章及び特殊標章共通）

- ① 赤十字標章（特殊標章）を付し、かつポケットに入る大きさのものであること
- ② できる限り耐久性のあるものであること
- ③ 日本語及び英語で書かれていること
- ④ 氏名及び生年月日が記載されていること
- ⑤ 所持者が、いかなる「資格<sup>145</sup>」においてジュネーブ諸条約及び第1追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること
- ⑥ 所持者の写真<sup>146</sup>及び署名が付されていること
- ⑦ 許可権者の印章（公印）が押され及び当該許可権者の署名が付されていること（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- ⑧ 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日<sup>147</sup>が記載されていること
- ⑨ 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ABO式及びRh式）が記載されていること

### ⑦ 身分証明書の携帯

市長又は消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

---

<sup>144</sup> 特殊標章は、腕章、帽章、旗及び車両章として作成し表示する。

★市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）第2条第1項

<sup>145</sup> 所持者の「資格」については、〇〇省の職員、△△県の職員、□□市の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとなっている。

<sup>146</sup> 所持者の「写真」については、標準的な大きさとして縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

<sup>147</sup> 身分証明書の「有効期間」は、以下のように取り扱うこととされている。

① 武力攻撃事態等において交付する場合にあっては、対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案して、許可権者が決定すること

② 平時において交付する場合にあっては、対象者である職員の在職予定期間等を勘案し、許可権者が決定すること



#### 4 赤十字標章等及び特殊標章等使用上の留意事項

何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等（特殊標章等）をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 赤十字標章等（特殊標章等）の交付を受けた者は、当該赤十字標章等（特殊標章等）を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- ② 赤十字標章等（特殊標章等）の交付を受けた者は、医療行為（国民保護措置に係る職務、業務又は協力）を行っていない場合には、赤十字標章等（特殊標章等）を使用してはならない。
- ③ 赤十字標章等（特殊標章等）により識別させることができる場所等については、当該場所等がもっぱら医療（国民保護措置に係る職務、業務又は協力）のために使用されていなければならない。

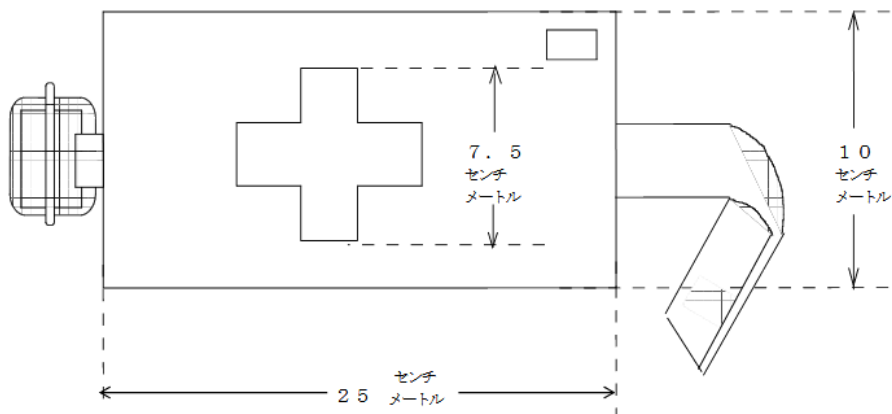
#### 5 訓練における標章等の使用

許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等及び特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

#### 6 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止等について、教育や訓練、学習の場など様々な機会を活用して普及啓発に努める。

【赤十字腕章（定型<sup>148</sup>）】



- ※ 地質は白色防水布二重とし、赤十字を中央に染め出す。
- ※ 表面の右上すみに、市長の公印を押す。
- ※ 左腕に装着する。

【特殊標章を交付された者が携帯する身分証明書（定型）】

（表面）

	美馬市長 The Mayor Of Miima	
<b>身分証明書</b> <b>IDENTITY CARD</b>		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。		
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority .....		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

（裏面）

身長/Height ..... cm	眼の色/Eyes .....	髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or Information:  .....		
血液型/Blood type .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

148 この赤十字腕章（定型）は、『赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（防衛庁訓令第77号）』になっている。

## 第4編 事後対策 ～復旧等～

### 第1章 当面の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など当面の復旧のため必要な措置を講じることとし、当面の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### ① 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止、被災者の安全確保及び生活確保を最優先に当面の復旧を行う。

##### ② 通信機器の当面の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を確実に確保するものとし、直ちに、県にその状況を連絡する。

##### ③ 県に対する支援要請

市は、当面の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資器材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 市が管理する公共土木施設の当面の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理する公共土木施設（市管理河川、市道、電力施設（夏子ダム水力発電施設）、鉄道施設（トイレ施設）、上下水道施設、通信施設（地域情報ネットワーク施設）、農業用施設（夏子ダム<sup>149</sup>）、林業用施設、市管理樋門）について、速やかに被害状況を調査して把握するとともに、被害の状況に応じて、当面の復旧のための措置を講ずる。

この際、市道については、被害の状況に応じて、公共土木施設復旧事業者の移動その他避難住民の輸送等の確保のため、障害物の除去等当面の復旧のために必要な措置を講ずる。

<sup>149</sup> 夏子ダムは、施設自体は県所有であるが、管理を市が担任している。大規模修繕の場合は県が、それ以外の修繕は市が、それぞれ行うこととなっている。

## 第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害が発生したときは、被害の復旧を行う必要があることから、被害復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

市は、武力攻撃災害等からの本格的な復旧について、国が示す方針にしたがって、県と連携して実施する。

### 2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害等により、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

### 第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### ① 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法に基づき、原則として国が負担することとされている<sup>150</sup>ことから、別途、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### ② 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### ① 損失補償<sup>151</sup>

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### ② 損害補償<sup>152</sup>

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん<sup>153</sup>

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

150 国民保護法第168条

151 国民保護法第159条

152 国民保護法第160条

153 国民保護法第161条

空 白

## 第5編 緊急処理事態への対処

市は、緊急処理事態においては緊急対処保護措置を行うこととなるため、必要な次項について、次のとおり定める。

### 1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2節「緊急処理事態」に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

#### ① 警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

#### ② 警報の通知・伝達方法の準用

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。







# 美馬市国民保護計画



この美馬市国民保護計画にご意見やご質問等  
がある場合は、以下までご連絡をお願いいたします。

【危機管理課 0883-52-1677】

美馬市企画総務部危機管理課